管財人になられた方へ

第１　はじめに

新破産法においては，破産手続の迅速化・簡素化・合理化・実効性・公正性の確保のために，従前の実務での運用上の工夫が相当数明文化されており，メニューの多様化によって事案に応じた手続を柔軟に選択することができることとなりました。本冊子は，水戸地方裁判所管内において管財業務を行っていただくに当たり，参考になると思われる若干のポイントをまとめたものです。このようなマニュアルを作成するとマニュアルに実務が縛られるとのうらみがまま見られるところでありますが，手続の迅速化・簡素化・合理化という新破産法の趣旨から，管財人の新しい工夫等がありましたら，ご遠慮なく裁判所にご連絡ください。裁判所も可能な限り柔軟に対応し，これらの工夫を生かしていくなかで，この冊子をより使い勝手の良い充実したものにして行きたいと考えております。

なお，本文中の用語，事例の区分などは，必ずしも厳格なものではなく，実務的な利用の便を考慮して表現しました。また，本文中に掲げた文献の他にも専門的な文献が数多く存在しますので，不足，不正確な点は，それらにより補充してください。

最後に，水戸地方裁判所土浦支部民事部破産再生係の各裁判官及び各書記官，特に山岡主任書記官の特別の貢献がなければ本冊子は完成していなかっただろうことを特筆しておきます。

　　　 平成１９年９月

　　　　　　　　　　　　　　　　水戸地方裁判所民事部破産再生係

　　　　　　　　　　　　　　　　水戸地方裁判所土浦支部民事部破産再生係

　　　　　　　　　　　　　　　　水戸地方裁判所下妻支部民事部破産再生係

　　　　　　　　　　　　　　　　水戸地方裁判所日立支部民事部破産再生係

　　　　　　　　　　　　　　　　水戸地方裁判所龍ケ崎支部民事部破産再生係

　　　　　　　　　　　　　　　　水戸地方裁判所麻生支部民事部破産再生係

＊追記　債権者申立の破産事件についての予納金額の問い合わせが増えたことから，　　　別紙３の予納金等基準額一覧表に債権者申立の基準を付加しました。

　　　　平成２０年９月

☆凡例

法　　　　　　破産法

規　　　　　　破産規則

民　　　　　　民法

民執　　　　　民事執行法

民再　　　　　民事再生法

更生　　　　　会社更生法

労基法　　　　労働基準法

【○○支部・・・】 本書の運用とは異なる運用をしている庁を示す

☆参照文献

このマニュアルを作成するに当たって参照した文献等は以下のとおりです（順不同）。

◎大阪地方裁判所・大阪弁護士会新破産法検討プロジェクトチーム編集

「破産管財手続の運用と書式」（新日本法規）

◎園尾隆司・深沢茂之編　東京地裁破産再生実務研究会

「破産・民事再生の実務（上・下）」（金融財政事情研究会）

◎伊藤眞

「破産法[第４版］」（有斐閣）

◎斉藤秀夫・麻上正信編

「注解破産法［改訂第二版］（上・下）」（青林書院）

◎増田輝夫ほか

「破産事件における書記官実務の研究」（司法協会）

◎小川秀樹編著

「一問一答　新しい破産法」（商事法務）

◎最高裁判所事務総局民事局監修

「条解破産規則」（法曹会）

◎日本弁護士連合会倒産法制検討委員会編

「要点解説　新破産法」（商事法務）

◎最高裁判所事務総局民事局編

「破産事件執務資料」

◎園尾隆司ほか編著

「少額管財手続の理論と実務」（経済法令研究会）

◎東京弁護士会編

「入門　新破産法（上）（下）」（ぎょうせい）

◎四宮章夫・相澤光江・綾　克己編

「新破産法の理論・実務と書式［事業者破産編］［消費者破産編］」（民事法研究会）

第２　破産管財手続の運用方針

１　運用方針

　破産法上は，財産状況報告集会開催の有無，債権調査期日開催の有無，手続開始決定時における債権届出期間指定の有無，配当手続の選択（簡易配当，最後配当，同意配当等），任務終了計算報告集会及び廃止意見聴取集会開催の有無，免責審尋期日実施の有無等について選択ができるようになっていますが，基本的に以下のとおり手続を選択していく方針です。

①　財産状況報告集会は開催する。

②　債権調査期日は開催する。

③　債権届出期間及び債権調査期日は指定する（但し，開始決定時において配当見込みがないことが明らかな事案については，債権届出期間及び債権調査期日の指定を留保します。）。

④　配当手続は，原則として，配当額が１０００万円未満の事案では「簡易配当」，１０００万円以上の場合は「最後配当」とする。

⑤　任務終了計算報告集会及び廃止意見聴取集会は開催する。

⑥　免責審尋期日は実施しない【下妻支部を除く】。

　基本的な手続の運用方針は上記のとおりですが，手続進行の迅速化のため次の方式を採用しています。

①　期日続行（延期）方式

開始決定時に財産状況報告集会と債権調査期日，任務終了計算報告集会及び廃止意見聴取集会を同時に招集決定し，任務終了計算報告集会と廃止意見聴取集会を手続終了まで続行（延期）します（これ以外の期日は，必要に応じて続行（延期）します。）。

②　債権調査後倒し方式

債権調査後の債権変動の発生をできる限り防止し，管財人の負担を軽減するため，債権調査期日は換価終了時まで延期を続け，配当の直前の段階で債権調査の結果を発表していただき，債権調査期日を終了させます。ただし，「査定申立」が想定される事案においては，換価終了前の債権調査期日において債権調査の結果を発表していただく場合もあります。

以上をまとめると別紙１－１・２のようになります。

２　標準スケジュール

　若干の換価業務はあるものの開始決定時に異時廃止による終了が想定される事案

①　個人事件＝おおよそ２か月半（第１回の財産状況報告集会）で終了

②　法人事件＝おおよそ３か月（第１回の財産状況報告集会）で終了

　換価業務があり配当可能な事案

①　個人事件＝おおよそ５か月以内に換価を終了させ，半年以内で終了

②　法人事件＝おおよそ５か月以内に換価を終了させ，半年以内で終了

以上をまとめると別紙２－１・２のようになります。

なお，相当程度の換価業務がある大規模事件であっても，おおよそ１年以内での終了を目指してください（※１）。

※１　標準的処理期間設定の趣旨について

平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）Ｐ1をご参照ください。

３　予納金について

　納付方法

弁護士代理にかかる自己破産（準自己破産を含む）申立事件については，原則として，財団組入分については，申立代理人から管財人に直接引き継ぐこととします（官報公告費用分（個人＝１万３４５０円，法人＝１万２８３０円）は，裁判所に予納されます。）。

　予納金の基準

別紙３のとおりとなります。但し，事案によっては，増・減額する場合があります。

４　申立代理人・債権者・裁判所との関係

　申立代理人との関係

円滑な手続進行には，管財手続全体を通じて，法律家である申立代理人と破産管財人の適切な役割分担及び協力・連帯が必要になると思われます。個別事件の進行を通じて運用等に疑問が生じた場合，まず，申立代理人と十分協議していただき，協議を尽くしてもなお見解の一致をみず，裁判所の意見を確認する必要がある場合には，電話あるいは管財人連絡書（書式１）等により，裁判所の意見を確認してください。

　債権者の手続参加

改正破産法においては，従前その開催が義務づけられていた債権者集会の開催が任意のものとなり，同時に債権者の手続参加のメニューとして，集会のほか，管財人からの書面報告等に対する異議，書面投票等が規定され，事件の規模・種類，各裁判所の実情等に合わせて手続を進行させることが可能になりました。当庁においては，債権者の意見も参考にしながら，柔軟に手続を進めていくという趣旨から，原則として，従前どおり全事件について債権者集会を開催しています。例えば，訴訟提起の要否，財産換価・放棄等，微妙な案件について，債権者集会において債権者の意見を聴取し，これを参考にしながら管財業務を進行させていくことも考えられます。

管財人におかれましては，旧来にも増して債権者の意見を統合しながら業務を進めていただくようお願いいたします。その前提として，債権者からの質問に答えるなど，適切な情報のディスクローズが必要になると考えられます（なお，労働債権については，給料・退職手当債権者が破産手続に参加するのに必要な情報を提供するよう管財人の努力義務が規定（法86条）されましたので，特にご留意ください。）。

　裁判官との面談【下妻支部，龍ケ崎支部，麻生支部を除く】

担当裁判官との定例面談は，①開始決定に付随した時期に行うもの（債務者審尋前，債務者審尋時または開始決定後の適時に１度セット），②開始決定後おおよそ１か月後に行うもの，③財産状況報告集会前後の時間を利用して，手続きの進行に応じて適時に行うもの（※１）を想定していますが，これに限らず，疑問点，裁判所の意見を確認する必要がある場合には，随時ご連絡ください。

※１　③の打合せは，担当裁判官からの指示，管財人の希望がある場合等，事案またはその進行に応じて設けることとなります。

第３　破産管財人受任依頼～破産手続開始決定

１　標準スケジュール

おおよそのスケジュールを別紙４－１のように想定しています。原則として，債務者審尋期日には，可能な限り破産管財人候補者に同席をお願いしている運用です。しかし，債権者による債務者財産の持出しのおそれがある場合，給料・退職金の差押えを受けるおそれのある場合，労働債権において財団債権の可否が問題となる場合等，特に債務者審尋期日の指定を急ぐ事案であるにもかかわらず期日の日程調整がつかない事案や，急を要する事案ではないけれども期日の日程調整がなかなかつかず，そのために手続の進行が遅滞するおそれのある場合は，この運用によらず，破産管財人候補者の意見をうかがいながら，債務者審尋前あるいは開始決定後に別途裁判官面談を行う方法により手続を進行させる場合もあります。その場合のスケジュールは別紙４－２のように想定しています。

２　管財人受任後の準備

　申立書副本受領

申立書副本は書記官室または弁護士会のレターケースにてお渡ししますから，管財人受任後すみやかに受領してください。

　事前準備

申立書副本を検討の結果，開始決定前でも必要に応じて，申立人側への補充・追完の依頼や裁判所との事前打合せを行って，開始決定後の管財業務が迅速かつ円滑に進行するように事前準備を行ってください。なお，本人申立てのために連絡がつきにくい，申立人側の協力が得られにくい等，裁判所を通じて補充・追完を求めた方が効果的である場合には，遠慮なくご連絡ください。

　債務者審尋期日の同席

開始決定後の円滑な手続進行のため，原則として，債務者審尋期日には，可能な限り管財人候補者の同席をお願いしています。期日においては，裁判官の質問に引き続いて，管財人候補者から申立人等に対して質問・確認をしていただいています。また，債務者審尋期日当日は，これに先だって，担当裁判官と事件内容（着眼点・ポイント・重点的に調査をお願いしたい点）や事件進行スケジュール確認（換価終了の目安・おおまかな進行予定の確認）について意見交換を行います。この機会に裁判所と十分に協議をしてください。

　申立人等との打合せ

開始決定に当たって，債務者審尋期日には，可能な限り管財人候補者の同席をお願いしていることは前述のとおりです。この機会を利用し，事情聴取，引継ぎを行うなど，開始決定後の管財業務がスムーズに始められるよう，申立人等と十分に打合せをしてください。なお，債務者審尋期日に同席できない場合は，開始決定前後を問わず申立人側との面談日を調整するなどして，引継ぎ作業が円滑に行われるようにご準備ください。

第４　破産手続開始決定と開始直後の事務

１　裁判所との書類の授受

開始決定に伴い，以下の書面を弁護士会レターケース（または書記官室）でお渡しします。

①　破産手続開始決定正本

②　管財人証明書

③　①②の送達報告書（受書）

④　管財人及び届出印鑑証明書数通

⑤　印鑑届出書

受領後は，③に記名（署名）押印をし，⑤には使用印を押印して提出してください。

２　高価品保管用の管財人口座開設とその届出

開始決定後直ちに金銭及び有価証券の保管方法（指定口座）を届け出てください（「金銭等の保管方法届出書」（書式３－１））。その際，開設口座の通帳のコピーも添付してください。なお，その方法を変更した場合も届出をしてください（書式３－２）。

３　予納金引継ぎ・財団組入れ

破産財団を構成する予納金は，原則として裁判所を通さず，申立代理人から管財人に直接引き継いでいただくこととしています。従って，管財人口座開設後，申立代理人から引継予納金を振込等の方法によって受領して入金してください。なお例外的に（例えば，本人申立て，債権者申立て等）裁判所に予納された場合は，開始決定後に財団組入の請求書をお渡ししますから，所定事項を記入し，押印のうえ，裁判所にご提出ください。裁判所から管財人の指定口座に速やかに予納金の組入れをします。

４　開始等の通知

開始決定後，以下の要領で開始決定通知等の発送を行っています。事件規模によっては，発送業務を依頼することがあるかもしれませんので，その際にはご協力をお願いいたします（※１）。また，事案によっては（労働債権者多数，売掛先等の財産所持者多数），債権者等からの無用な問い合わせを避ける，債権回収を円滑に行うなどのために，開始決定通知等とともに，管財人が独自に作成された文書を同封する場合があります。それに伴って，債権届出書の提出期間を延長することもあります。これらについては，その要否を含めて，裁判所にご一報ください（※２）。

　発送する文書

ア　破産手続開始等の通知書

イ　債権届出書

ウ　債権届出に当たっての注意書

エ　公租公課の交付要求に当たっての注意書【下妻支部を除く】

オ　財産状況報告集会出欠票【土浦支部のみ】

　発送先と発送文書（※３）

ａ　知れている破産債権者（上記ア，イ，ウ，オ）

ｂ　公租公課庁（上記ア，エ）

ｃ　知れている財産所持者等（上記ア）（※４）

※１　債権者が多数の事件において管財人のご理解・ご協力が得られる場合には，財団の費用により破産手続開始決定通知等を発送することを管財人にお願いすることがあるかもしれません（規７条参照）。

※２　労働債権者多数の事案について書式２９－２を同封して発送した実例があります。

※３　通知先は，法３２条３項各号に規定されています。また，この他に許認可事業を営む法人の破産の場合にはその許認可官庁への通知も必要とされています（規9条1項）。

※４　例えば，売掛先，貸付先です。破産管財人において必要・要望がある場合に発送しますので，その場合には，裁判所宛お知らせください。なお，この際，管財人が独自に作成された文書を同封する事を検討されている場合は，その要否を含めて，裁判所にご相談ください。

５　破産者及び破産者代理人（破産者等）との打合せ

管財人には，就職後直ちに破産財団に属する財産の管理をすることが要求されており（法79条），財産保全の意味からも，開始決定後は，破産者等との面談や事情聴取，帳簿・印鑑・通帳等の引継ぎを速やかに行うようにしてください。

６　財産の引継ぎ・保全

裁判所から開始決定に伴う書類を受領したら，速やかに高価品保管用の管財人口座を開設して裁判所にその届出をし，破産者代理人に引継予納金の振込を指示してください（なお，裁判所に予納された場合は，官報公告費用を除く全額を管財人口座へ振り込みますから，「財団組入の請求書」に所定事項を記入・押印のうえ，書記官室にご提出ください。）。

裁判所での債務者審尋の席上，開始決定後の破産者等との面談の機会を利用して財産（例えば，預貯金通帳，自動車の鍵や車検証，有価証券等）・重要書類関係（例えば，会社の実印，帳簿類，賃金台帳等）の引継ぎをその内容を確認したうえで行ってください。また，自動車等は占有を確保し，必要に応じて告示書（書式３０）を貼付するなどして，管財人による占有を明示してください。

店舗・工場・倉庫内に在庫品・設備・什器備品・リース物件等がある場合には，現地で確認をし，散逸・破損の危険性があったり，高価品がある場合等財産管理のうえで一層の注意が必要な場合には，それらが保管されている場所や物品などに管財人の告示書（書式３０）貼付し，管財人による財産管理を明示してください（※１）。

※１　財産等の散逸の可能性が高く，財産管理に懸念がある場合は，執行機関による封印執行，書記官による帳簿封鎖の措置も考えられます（法155条1項・2項）。この場合には，開始決定直後に着手しなければならないことから，事前に裁判所とその実施の要否や，実施スケジュールについて十分な協議が必要です。なお，実務上は，このような方法によらず，管財人による告示書の貼付により，財産管理着手の目的を達しうる場合が圧倒的に多いようです。

７　財産の調査等

　破産者の重要財産開示義務

改正法においては，破産者の説明義務を強化し，破産者は，開始決定後に遅滞なく，その所有する不動産等の財産の内容を記載した書面を裁判所に提出しなければならなくなりました（法41条）（この義務違反は免責不許可事由とされています（法252条1項11号））。しかし，申立前の財産調査が十分おこなわれ，これに基づく財産目録が提出されている場合，同じ目録を再度提出することとなり，効率的ではありません。従って，管財人が検証した結果，適正な財産目録である場合は，破産者に財産目録の再度提出を求めないこととし，管財人から不十分である旨の意見があった場合に法４１条の財産目録を提出させることといたします。

なお，予納金準備の為に申立時から開始決定までに相当期間が経過している事案，不十分な財産調査に基づいて作成されたと思われる財産目録が提出されている事案等，開始決定時における財産状況が正確に財産目録に反映されているとはいえない事案については，債務者審尋時に裁判所から債務者側に対して，開始決定後，開始決定時の財産状況を反映した最新の財産目録をすみやかに提出するよう指示することがあります。

　財産等の調査

原則として，申立人が提出した財産目録を対象とし，帳簿・面接・実地調査等の各種調査を通じて，その記載内容が正しいか否かの視点から検証していただくこととなります。従って，管財人がゼロからすべてを調査し報告する必要はなく，検証の結果，申立人（破産者）の提出した財産目録が不十分であると判断した場合は，管財人はその旨を破産者に指摘し，補正した財産目録（２部）を裁判所に提出させてください。

　財産等の評定と財産目録等の提出（法153条）

従前どおり，提出された一件資料・評価書，破産者からの意見聴取，法定償却期間等や当該財産の現状を総合的に勘案して評価していただくこととなります。その結果に基づき，財産目録及び貸借対照表を作成していただくことになりますが，評価額が１０００万円未満の場合や個人の破産事件の場合には，貸借対照表の作成は不要です（法153条2・3項，規52条）。書式については書式７－１・２をご参照ください。

８　債権（仮）差押えの解除

　債権差押え

①　差押え等，強制執行については，早急に執行の取消しの必要があります。受任後直ちに

ア　執行取消しの上申書（書式９－１）

イ　破産手続開始決定正本

ウ　破産管財人資格証明及び印鑑証明書

エ　通知用郵券（1100円，80円，1050円）

オ　通知発送用宛名ラベルシール（または封筒）

（債権者（代理人）宛，破産管財人宛，第三債務者宛）

を執行機関に提出してください（※１）（執行取消手続は，差押命令の発令ごとにする必要があります。）。

なお，執行手続が完了している部分については取消しの余地はなく，別途執行行為の否認を検討することとなります。

②　第三債務者が供託している場合は，執行裁判所の支払委託の方法により供託金を管財人に払い渡しますので，別途，

ア　管財人資格証明書（自宅住所入り）（※２）

イ　管財人個人の印鑑証明書

が必要となります。具体的な手続については，執行裁判所にお問い合わせください。

　債権仮差押え

①　当庁保全担当係では，管財人の上申によって保全処分を取消す扱いをしていません。そこで，管財人としては以下の方法によって対応することが考えられます。

ア　債権者に対し，担保取消しの同意を交渉材料として，保全処分の失効を理由に取下げを促す。

イ　債権者との交渉が困難な場合は，保全担当係に対して上申書（書式９－２）を提出し，第三債務者に対して，破産手続開始決定により，保全処分が破産財団との関係で失効した旨の通知をしてもらう（当庁保全担当係扱い）。

②　第三債務者が，仮差押えの執行をされたことにより義務なく供託している場合は，保全担当係において，破産手続開始決定によって仮差押えの効力が失効していることの証明書を受け，これを供託所に提出することによって，供託金の還付を受けることができます。

※１　裁判所によって取扱いが異なる場合も考えられますから，事前に各執行裁判所にお問い合わせください

※２　管財人の資格証明書は，開始決定時に数部お渡しすることとしていますが，不足する場合，あるいは，管財業務の途中で必要となった場合は，そのたびごとに書式３３を利用するなどして交付申請をお願いします。

９　郵便転送嘱託の運用（※１）

法８１条１項では，郵便転送嘱託は，任意的なものとされていますが，資産調査等の手段として重要と位置づけ，全件について郵便転送嘱託を実施しています（※２）。

　転送嘱託期間

法人事案については手続が終了するまで実施し，個人事案については，原則として第１回の財産状況報告集会までの期限付きで実施します。ただし，事案の内容，管財業務の進捗状況等により，管財人において転送期間の延長が必要であると判断された場合には，事前にＦＡＸ等により申請をしてください（この申請がないと，郵便の転送は第１回財産状況報告集会までで終了してしまいますのでご注意ください。）（※３）。

　破産者の転居等

管財人において，新住所への嘱託が必要と判断された場合は，管財人から裁判所に対して，書面での申請をお願いいたします。

　転送郵便物の取扱い

郵便物は，開披点検のうえ，管財業務と関係のない私信は破産者に交付してください（面接時，集会時を利用して直接交付している例が多いようです。）。開披点検によって破産者の財産状態が明らかになる場合も少なくありませんのでご留意ください。

　転送の停止について

前記の原則的転送期間内に，管財人において転送嘱託が不要と判断された場合は，その旨の報告書（書式４）を裁判所に提出してください。

なお，手続終了，原則的転送期間終了（延長申請があった場合は除く）または管財人からの転送不要報告書提出をしたにもかかわらず転送がなお続く場合は，直接当該郵便局へお問い合わせいただくか裁判所宛ご一報ください。

※１　郵便転送嘱託の運用についての詳細は，平成18年5月11日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）Ｐ1をご参照ください。

※２　管財人に転送される郵便によって，開始決定後新たに判明した事例として次のようなものがありました（当庁における実例）。

①金融機関からの通知により預貯金口座の存在，②保険会社からの通知によって生命保険契約の存在，③証券会社からの通知により株取引の存在，④金融機関からの通知により「純金積立て」の存在，⑤課税通知により不動産・自動車の存在，⑥パチンコ店からの通知により同店の会員になっていること，⑦品物の転送により多額の通信販売を利用していること,⑧賃借人からの土地賃貸借契約継続更新の依頼通知により所有土地の存在等々

※３　転送期間の延長の申請は，「集会打合せメモ」（書式１０）等をご利用いただくと便利です。また，延長期間は，原則として次回の財産状況報告集会までとなります。

10　不動産の破産登記の運用（※１）

個人事案の不動産の破産登記嘱託は原則として留保します。管財人において特に破産登記が必要であると判断された場合には，登記嘱託用の物件目録３部を添付の上，個別に登記嘱託を上申してください（※２）。

※１　登記嘱託の運用についての詳細は，平成18年10月24日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）Ｐ1をご参照ください。

※２　破産登記は報告的登記にすぎず，破産登記がなくても所有権移転登記は受理されるので，単に任意売却による所有権移転登記を目的とした破産登記の嘱託上申は不要です。なお，破産者が法人の場合は，個別の財産についての破産登記を要しないこととされています（法257条，258条参照）。

11　破産者の転居等の運用

破産者の転居等については，裁判所の許可が必要です（法37条）。破産者が手続中に居住地を離れたり（例えば，旅行，出張等），住所を変更（例えば，持ち家売却に伴う転居等）する場合は，破産者側から管財人に書面（書式８－７）で申請してその同意を得たうえで，裁判所に対して個別に許可申請をすることとなります（※１）。

破産者側から転居等についての申請があった場合には，破産者の管財業務への協力確保，管財業務の進行等を勘案していただき，その同意の可否についてご検討ください。

※１　この点については，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）Ｐ19をご参照ください。

第５　破産財団の換価等

１　換価業務の基本方針

　標準スケジュール

破産手続の標準処理期間については，前述のとおり，開始決定時に異時廃止による終了が想定される事案については，おおよそ３か月後に開催される第１回の財産状況報告集会での手続すべての終了を，換価業務があり配当可能な事案では，おおよそ５か月以内に換価を終了させ，半年以内での手続すべての終了を，相当程度の換価業務がある大規模事件であっても，おおよそ１年以内での手続すべての終了を想定しています（※１）。この期間内で円滑に手続を終了させることができるよう，受任当初から早期に管財業務に着手し，計画的に換価業務を進めることが望まれるところです。

　換価業務の進行

換価業務を円滑に進行させるためには，その前提として，まず破産財団に帰属する財産を把握し，その価値を適正に評価した上で換価することが必要であると思われます。したがって，管財人は，就任後まず一覧性のある財産目録（書式７－１）を作成し，これに財産の評価額を記入した上，換価状況を逐次反映させ，残務状況を明らかにしてください。これによって換価状況を把握し，残務の処理期間についての見通しを立て，計画的な換価が可能となるばかりでなく，開始決定後に行われる裁判所との進行協議・面談の際に破産財団に関する経過及び現状を報告する際の資料としても有用ですし，財産状況報告集会での説明資料としても非常に重要なものとなります（※２）。

　換価価格の相当性

換価業務を迅速・計画的に行う一方で，その価格の適正さを確保することも重要になります。以下にそのための工夫例をいくつか紹介いたします。

①　不動産の任意売却に際し，複数の買受希望者があったため，期間入札方式によって，最高価格買受人を決定した事例

②　工場内の什器備品の処分に際し，複数の業者の見積もりをとって処分先を決定した事例

③　共有持分不動産処分に際し，評価額と処分価格の乖離が大きな場合，当該不動産の特殊性の報告を行うと共に，買受人の収入に関する資料を添付した事例

④　在庫商品の処分に当たり，これに先だって債権者に通知を行って，買受け希望や価格について意見聴取した事例

⑤　財産処分の要否（放棄の可否），処分価格等について，（第１回の）財産状況報告集会において債権者の意見を聴いてその方針を決定した事例

※　以上はあくまでも過去の事例であり，同様の事例について，必ず同様の手法をとらなければいけないという趣旨ではありません。ただ，⑤の手法は，比較的頻繁に使われているようです。

※１　財団規模等から異時廃止が見込まれる事案，管財業務が現金の引継ぎ，預貯金・保険解約のみといった比較的短期間で終了可能な事案については，特にこの換価終了目標期間内の進行にご協力ください。

※２　この財産目録の準備がないために，手続が相当程度進行した時点で再度帳簿上の財産科目と現状管財人が把握している財産状況のギャップについての説明を求められたり，裁判所において換価状況の把握が困難なために再度財産目録の作成をお願いし，その際把握していなかった財産が見つかるといった事案が見受けられます。管財業務の計画的・効率的な進行という面のみならず，的確な情報提供という面からも「財産目録」の作成が重要であると思われます。

２　換価対象と基準

　換価対象

①　法人事案の換価対象

法人事案の場合には，財団のすべてが換価の対象になります。

②　個人事案の換価対象

個人事案の場合には，破産者の生活保障，現金の自由財産の範囲や同時廃止事案との均衡，管財業務の効率化の観点から，別紙５の換価基準によって運用しています。

　個人破産における換価基準

換価基準（別紙５）により運用します。これにより自由財産拡張の対象とならなかった財産は原則としてすべて換価していただくことになります。ただし，財産の換価・回収の可否，換価価値とその費用・手間との均衡，早期での回収可能性，財団に対する税金等の負担の有無等を勘案して，破産財団からの放棄を検討せざるを得ない場合もあります。なお，換価回収の要否につき微妙な事案については，債権者集会で債権者の意見を聴いた上で，方向性を決めていく方法も考えられます。

３　自由財産拡張手続【龍ケ崎支部を除く】（※１）

　はじめに

法３４条において，破産者の経済的更生を容易にするため広範囲の自由財産が認められています。９９万円までの現金は自由財産とされ（法34条3項），それ以外の財産（民事執行法上の差押禁止財産等は除く）についても，破産者の生活状況，財産の種類・額，破産者が収入を得る見込み等を総合的に勘案し，管財人の意見を聴いた上で自由財産の拡張の決定が可能となりました（法34条4～7項）。管財人は，財産の種類（例えば，固定資産か流動性資産か）・額，破産者の生活状況（例えば，年齢，健康状態，高齢者・幼少者の扶養の要否等），破産者が収入を得る見込み（例えば，現在の就職・収入状況，今後の就職の容易性・困難性，収入の安定・不安定等），その他諸般の事情（例えば，債権者申立事件や破産者が社会的に大きな非難を浴びているか否か等）を考慮して，意見を述べていただくことになります。

当庁においては，自由財産拡張制度の運用を別紙５の換価基準によって行っています。この基準に照らして拡張相当と判断された財産は破産財団を構成しませんから，換価等の対象とならず，逆に，拡張が不相当と判断された場合は，当該財産を原則として換価することとなります。

　拡張の範囲と換価基準

別紙５の換価基準によって運用します。

【補足説明】

①　９９万円に満つるまでの現金

換価基準（別紙５）の※１のとおりです。

②　残高が２０万円以下の預貯金

換価基準（別紙５）の※２のとおりです。

破産者が，使用継続を希望する場合は，残高と同額の金銭を破産財団に組み入れ，当該預貯金を換価しないという扱いも可能です。

③　見込額が２０万円以下の生命保険解約返戻金

換価基準（別紙５）の※２のとおりです。

破産者やその家族が現実に保険を使用していたり，使用する可能性がありますので，破産者側の実情や意向を確認してください。そのうえで，解約を希望しない場合には，解約返戻金相当額を破産財団に組み入れ，当該保険返戻金を換価しないという扱いも可能です。

また，簡易生命保険の還付金請求権は差押禁止となっていましたが，平成３年４月１日施行の改正により，この改正後に発効した契約については差押えが可能となりました（簡易生命保険法81条，同法平成２年改正附則2条5項）。なお，保険契約者が法人である場合には，改正以前の契約であっても，還付金請求権は破産財団に帰属します。

④　処分見込価格が２０万円以下の自動車

換価基準（別紙５）の※３のとおりです。減価償却期間（普通乗用車６年，軽自動車・商用車４年）を経過している場合（したがって，前者については初年度登録から７年，後者については５年以上経過している場合）には無価値として，原則として査定の必要はありません。ただし，高級車（例えば，購入時３００万円以上，外国製自動車等）の場合は，減価償却期間を経過しても相応の価値がある場合もありますからご注意ください。

なお，自由財産拡張の結果，自動車を破産者に返還する場合には，自動車事故が発生した場合に管財人が運行供用者責任を負担することを避けるため，鍵や車検証を破産者に引き渡す際に破産者から自動車受領書（書式３４－３）の交付を受けて，管財人の管理処分権の消滅時期を明らかにしておいてください。

⑤　居住用家屋の敷金債権

２０万円を超えるものであっても財団を構成しません。

⑥　電話加入権

複数本あっても換価は不要です。

⑦　支給見込額の８分の１相当額が２０万円以下である退職金債権

開始決定時における退職金見込額の８分の１相当額が２０万円を超える場合は，その８分の１相当額全額が財団を構成します（８分の７は財団を構成しないことになります（換価基準（別紙５）１参照）。

開始決定後に退職した場合で，退職金請求権の４分の１相当額が２０万円を超える場合は，４分の１相当額全額が財団を構成します。なお，開始決定時に既に退職し，２０万円を超える退職金を既に受領済みの場合は，もはや退職金債権ではなくなっていますので，現金や預貯金等として，換価基準（別紙５）の１または２によって換価の要否を検討することとなります。この点については同基準（別紙５）※４のとおりです。

⑧　財産の直前の現金化について（※２）

破産者が開始決定時に現金の「かたち」で財産を保有していたとしても，それが実質的危機時期（破産申立依頼時，支払停止時）以降に財産を処分して得られたものである場合は，当該財産の換価代金分は，原則として破産財団に組み入れることとします。

なお，この点は，個々の財産（例えば，道具類１つ１つ，預貯金・保険１口１口）が２０万円を超えた場合に初めて組み入れるのではなく，全体として無視し得ない金額（目安として２０万円）である以上，その全額を組み入れることとします。

⑨　開始決定後に新たに判明した財産

額の多寡にかかわらず，原則として拡張の対象とはしない運用ですから，そのすべてについて換価が必要になります。

　処理手順（※３）

①　申立ての方式

ア　破産申立てと同時に自由財産の希望額を記載した財産目録（書式３４－１）を提出します。

イ　次の場合には，上記アの他に破産申立後速やかに自由財産拡張申立書（書式３４－２）を提出します。

ａ　所有している財産は，換価基準（別紙５）の１記載の財産のみであるが，その合計額が９９万円を超える場合

ｂ　換価基準（別紙５）の１記載の財産以外の財産を保有している場合

ｃ　破産申立時に上記ア記載の財産目録の提出ができなかった場合（例えば，同時廃止から移行した場合，当初拡張不要と考えていたがその後事情が変更になった場合等）

なお，破産手続開始決定後に新たに判明した財産は，原則として拡張の対象とはならない運用ですから，申立時には十分留意していただく必要があります。

②　財産の適切な評価

上記①によって拡張の申立て等があった場合は，換価基準（別紙５）に従って，拡張相当として換価を行わない財産と，拡張不相当として換価を行う財産の選別を行う必要がありますが，その前提としてそれぞれの財産の「破産手続開始決定時」の評価額を適切に把握することが重要であると思われます。

評価は，第一次的には，申立時に破産者側から提出された資料や引継ぎを受けた資料に基づいて，これを検証することによって行います。ただし，例えば，保険解約返戻金額の証明時期が開始決定から１年以上前である等，当該財産の開始決定時の価値を明らかにする資料としては十分とはいえない場合には，適宜の方法により資料を入手して評価をする必要があります（※４）。

③　意見書の提出等

ア　換価基準（別紙５）１記載の財産のみを保有し，その合計額が９９万円以下である場合

換価基準１②ないし⑦記載の財産について，原則として黙示の拡張の裁判があったものとして取り扱います。したがって，この場合は，後述する意見書の提出は必要ありません。

なお，自動車については，財団からの離脱を明確にするために，破産者から受領書（書式３４－３）の交付を受けてください。

イ　上記ア以外の場合（自由財産拡張申立書（書式３４－２）の提出が必要な場合）

拡張の要否・範囲等につき意見書（書式３５）の提出をお願いします（※５）。拡張を認めるべきか否かを判断する前提として，破産者の生活状況，収入の見込み等を把握する必要があります。そのために，例えば，給料明細・源泉徴収票等の収入関係，申立書添付の家計収支表の確認を行うほか，破産者側と面談をして事情を聴取し，必要な範囲で資料の提出を求めるといったことが考えられます。

④　申立てどおりの拡張が相当であると判断した場合

検討の結果，申立てどおりに拡張を認めることが相当であると判断した場合は，当該財産については換価を行う必要はありません。この場合，意見書（書式３５）に，その意見を記入して，裁判所に提出するとともに，破産者側にもＦＡＸ等適宜の方法で送信・送付をしてください。

⑤　申立てどおりの拡張が相当でないと判断した場合

検討の結果，申立てどおりの拡張を認めることが相当でないと判断した場合は，管財人は，破産者側に対し，管財人の判断結果とその理由を説明した上で，その意見に合意できるかどうかを十分に協議してください。

ア　協議の結果変更に合意した場合

意見書（書式３５）にその意見および拡張が認められる範囲を記入して，裁判所に提出してください。

イ　協議の結果変更に合意が得られなかった場合

意見書（書式３５）にその意見および拡張が認められる範囲を記入し，さらにその理由を記入したうえで，裁判所に提出するとともに，破産者側にもＦＡＸ等適宜の方法で送信・送付をしてください。

⑥　申立てがあった場合の自由財産拡張の裁判

管財人からの意見書に基づいて，裁判所は拡張の相当性について判断します。

ア　全部認容の場合

申立書（書式３４－２）の所定欄に許可決定印を押捺する方法によって裁判書を作成し，破産者側および管財人に対してその証明書を交付します。

イ　一部認容・却下の場合

別途裁判書を作成し，破産者側に対してその正本を送達するとともに，管財人に対しては正本を交付します。

※１　自由財産拡張手続の運用についての詳細は，平成18年5月11日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）Ｐ２をご参照ください。

※２　詳細は，平成17年9月26日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）Ｐ3をご参照ください。

※３　詳細は，平成18年5月11日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）Ｐ２をご参照ください。

※４　この他に実際にあった事例としては，①申立時と開始決定時との間にボーナスを受給し，預貯金が申立時よりも大幅に増加していた場合，②退職金見込額の証明年月日が開始決定日より１年以上前であった場合があります。

※５　破産財団の早期の確定，そして，円滑な換価業務の遂行という観点から，意見書の提出期限の目安として，開始決定後おおよそ１か月後に行われる裁判官面談までを想定しています。

４　換価と許可申請

　裁判所の許可を要する行為・要さない行為

①　管財人の業務につき裁判所の許可を必要とする事項と不要とする事項については，法７８条・規則２５条に規定されています（別紙６）。この規定により許可不要とされている場合であっても，管財人が特に必要であると判断した場合（例えば，放棄の時期を明確にしたい場合など）には，個別に許可申請（書式８－１ないし６）をしてください（ＦＡＸによる申請も結構です。）。ただし，不動産処分（放棄）に際しては，その価格にかかわらず許可申請をお願いいたします。

②　裁判所があらかじめ許可を要しないものとした行為については，別紙６において許可を要することとされているものであっても個別の許可申請を必要としません。個別事案において，許可不要行為の定めが必要と判断された場合は，裁判所にご相談ください（※１）。

③　財産の処分の状況については，財産目録及び収支計算書に記載し，財産状況等報告集会で報告してください。

　許可申請の方法

①　書面による方法

標準書式として，書式８－１ないし６を準備しています。是非ご利用ください。

②　重要財産換価に際しての契約書案の添付

重要な財産の換価については，方法・内容・条件等について裁判所と事前に協議をした上で相手方と交渉し，具体的条件が決まった段階で契約書案を作成し，これを添付した上で裁判所に許可申請書を提出して，許可後に契約を締結するという方法が実務上多く行われています。

③　口頭による方法

許可が必要な場合は，一般的には書面による方法が利用されています。しかし，例えば，訴訟提起の要否，財産換価・放棄等，微妙な案件については，債権者集会においてその意見を聴取し，これを参考にしながら管財業務を進行させていくことも考えられます。特に，放棄許可申請は，集会において管財人が口頭で行い，これに対し債権者の意見を参考にして裁判所が口頭で許可をし，その結果を調書に記載する方式も可能です。

　許可の要否が問題となる事項

①　元従業員を補助者とする場合

在庫品・残務の整理，帳簿整理等のために元従業員などの協力を得る必要がある場合，管財業務と利害対立する関係にない人を補助者として雇用することは，実務上しばしば行われているところです。この場合，雇用自体については，原則として許可申請は必要ありません（※２）。

②　公認会計士，税理士を補助者とする場合

会計調査，税務申告などのために必要な場合，公認会計士，税理士へ委任することは，実務上行われているところです。ただし，財団の規模と負担すべき費用とを勘案し，依頼事務を明確にした上で委任の要否をご検討ください。この場合，委任自体についての許可申請は，原則として必要ありません（※２）。

③　弁護士を補助者とする場合

例えば，訴訟の委任等をする場合が考えられますが，この場合は，事柄の性質上，報酬等の額が１００万円以下であっても，その額の取り決めの内容を明示して，裁判所の許可を得てください。なお，財団から報酬を支払わず，管財人の事務を事実上補佐してもらう場合（例えば，同じ事務所の弁護士に事務の補佐をしてもらう場合）には，許可申請は不要であり，管財人の裁量により行っていただいて差し支えありません。

④　破産管財人代理を設置する場合

この場合は，裁判所の許可が必要となります（法77条2項）。

⑤　訴えの提起・双方未履行契約の履行請求（法53条1項）

１００万円以下であれば許可は不要ですが，特に破産手続の進行に関わる重要な事項ですから，この場合であっても，事前に裁判所とご協議ください。

⑥　強制執行・担保権実行の申立てとその取下げ

これらの場合は，許可は必要ありません。

⑦　自動車の財団放棄

課税や運行供用者責任の関係で放棄時期を明確にする必要があることから，その価格にかかわらず，許可申請をしていただくか，あるいは破産者から自動車の受領書（書式３４－３）の交付を受けてください（※３）。

⑧　不動産の財団放棄

課税や抵当権者がその抵当権の放棄との関係で放棄時期を明確にする必要があることから，その価格にかかわらず許可申請をお願いいたします（※４）。

※１　例えば，工場内の動産の売却につき事前に包括許可を求める，在庫品の処分につき事前に包括許可を求める場合等，個別に許可を求めることとした場合，管財業務が煩雑になる，あるいは処分の時期を逸してしまう事案などが考えられます。実例としては，工場内，店舗内の物品等の取戻権の承認の事前包括許可についての申請が数件ありました。

※２　これらの場合，報酬は財団債権となります（法148条1項4号）から，その額が１００万円を超える場合の支払いには，裁判所に許可申請をしてください（書式８－１ないし６参照）。その額が１００万円以下の場合は，裁判所に対する許可は不要ですが，債権者への説明のため，収支計算書等にその明細を記載して，財産状況報告集会で報告してください。

※３　財団からの放棄の点については，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）Ｐ19をご参照ください。

※４　破産者が法人の場合，別除権付不動産を破産財団から放棄する場合，その２週間前に別除権者に不動産を財団から放棄する旨の通知をする必要があります（規56条）。この点につき，規則上は法人についてのみを規定していますが，実務においては従前から運用上の配慮として，放棄に先立ち別除権者にその旨の通知をし，「管財人に対して」別除権放棄の意思表示をする機会を与えており，今後もこの配慮は，破産者が法人であるか個人であるかにかかわらず必要であると思われます。

５　個別資産の換価

効率的な換価業務を行うためには，就任後直ちに財産の管理に着手をし，早期に破産財団を把握するとともに，財産の種類（例えば，流動資産か否か，事件の経過と共に大きな価値の減少・破産財団のダメージが予想されるか），額，換価の為の事前準備の要否（例えば，債権者や第三者との交渉が必要か）等に応じて，計画的に換価を進めていくことが重要であると思われます。以下の換価方法等については，過去の事例をもとに，「破産管財手続の運用と書式」「破産・民事再生の実務（上・下）」「破産事件における書記官実務の研究」「破産事件執務資料」等の資料を参考にして紹介するものです。

　現金

開始決定後直ちに管財人口座を開設し，破産者側から現金を振り込んでもらってください。

　預貯金

開始決定後直ちに破産者側から通帳を受領し，預貯金口座の解約を行ってください。具体的には，以下の手順が考えられます。

①　破産者側から通帳を受領します。

②　残高を確認します。その結果，口座の有無や残高の照会をする必要がある場合には，適宜金融機関に対して照会をしてください。また同時に，預金先の金融機関が破産債権者の場合，金融機関に対して，相殺処理についての確認をお願いいたします。これは，①配当可能な場合には届出債権の認否について，②異時廃止で終了の場合でも，特に法人破産の場合には，相殺の意思表示の相手方が問題となることがあるからです。その際，特にご留意いただきたいのは，支払停止後に破産者の当該口座に振込等によって入金があるかどうかです。支払停止後に預金口座に取引先から振込送金された金員について，当該預金先の金融機関が支払停止の事実を知っていたにもかかわらず相殺処理をしてくることがありますが，その場合「相殺禁止」（法71条1項3号）の主張をご検討ください。

③　解約手続をします。ただし，自然人破産の場合，自由財産拡張の対象とされなかった預貯金であっても，残高が少額または破産者が口座の継続使用を希望する場合には，開始決定時の残高と同額の金銭を破産者に財団組入れさせて，当該口座を破産財団から放棄することは可能です。

　売掛金

時間が経過するほど回収が困難になり，２年間の短期消滅時効（民173条1項）の関係もあるので，開始決定後直ちに回収作業に着手し，効率的に回収することが重要であると思われます。具体的には，第１回の財産状況報告集会までに訴訟提起の要否が判断できる状態にまで進行していることが望まれるところです。また，売掛先の債務者は，取引先が破産したと聞くと，根拠のない返品や取引停止による損害を主張してこれとの相殺を主張することも少なくありません。この場合，安易にその要求に応じることなく，また相殺禁止条項（法71条）にもご留意のうえ対処をお願いします。

①　売掛先等の債務者に対する請求方法の一例

ア　請求書の送付

開始決定後直ちに債務者に対して請求書（書式２９）を送付することが考えられます。その際，債務者が主張する（認める）金額等を記載するための回答書を同封し，返送を依頼するのも１つの方法です（このことによって，債務者の主張額や主張（言い分）を把握することが可能になり，対応が比較的スムーズに進行できるようです。）。なお，この請求書等を開始決定通知に同封して送付することを検討されている場合は，その要否を含めて，裁判所にご相談ください。

イ　内容証明郵便での請求

開始決定後直ちに債務者に対して，内容証明郵便により請求をすることが考えられます。その際，期限を区切って訴え提起を警告すると効果的なようです。

ウ　支払督促・訴訟

請求にもかかわらず，任意の支払いに応じない場合は，訴訟等の提起を検討してください。 訴訟物の価額が１００万円以下の場合は許可が不要ですが，破産手続の進行に関わる重要事項ですから，性質上事前に裁判所とご協議ください。

②　回収等

ア　任意での支払いにより回収が可能な場合

請求書や内容証明郵便送付等の結果，請求金額より債務者の主張金額が少ない場合でも，債務者の主張・資力，手持ちの資料，費用対効果等を総合的に考慮して，その額の回収で終了せざるを得ない場合もあります。

イ　訴訟等提起後の和解

訴状が届くと，それまで支払いを拒絶していた先であっても，支払いに応じることもあるようですから，訴訟等の提起自体に一定の効果があるようです。

訴訟に出頭してきた債務者に資力がない場合には，和解による解決を検討してください。この場合，あまりに長期の分割支払いを認めると，破産事件が長期化することになりますから，債務者の資力，費用対効果等を総合的に考慮して，柔軟に対応してください。なお，１００万円超の訴訟物についての和解には許可が必要です。

ウ　強制執行

任意での支払いに応じない場合，強制執行を検討していただくこととなりますが，これについての裁判所の許可は必要ありません。

エ　サービサーへの売却

事例としては，多くはありませんが，回収までに長期間を要する債権については，サービサーへ売却をした事案もあります。

オ　放棄

例えば，少額の売掛債権等，費用対効果を考慮すると，費用倒れになるような場合，債務者に支払能力がなく回収が不能な場合には，一括して放棄を検討せざるを得ないこともあります。

　在庫商品・仕掛品・原材料

在庫商品等については，①保管費用を抑える（特に，賃借物件に在庫商品等を保管している場合），②陳腐化を防止するという２つの観点から早期の換価・処分が望まれるところです（※２）。

①　在庫商品の売却・処分先について

取引先・破産債権者への売却，専門業者等への一括売却，そして稀ではありますが，管財人によるバーゲンセールの事例もあります。

②　在庫商品の売却価格について

売却価格については，債権者（特に同業者）が関心を持っている点ですから，適正価格を確保する工夫が必要となります。実際には，複数の業者に見積もりをさせたうえで価格設定をしたり，競争入札を行うなどして価格の適正を確保する工夫が見受けられます。また，債権者に宛てた破産手続開始決定通知に同封して（または開始決定後別途に），買受け希望募集の案内（書式２７，２８）を送付し，買受けの機会を与えるなどの配慮によってトラブルなく売却できた事例もあります。

③　仕掛品・原材料の換価について

仕掛品等はそのままでは市場に出すことができないため，完成品化して換価するか，仕掛品のほかこれを製品化するための原材料をセットにして売却する等の工夫が必要であると思われます。完成品化するための方法としては，旧従業員に賃加工を委託する，裁判所の許可を得た上で事業の継続をする等が考えられます。

④　動産売買先取特権への対応

破産会社に商品や原材料を納入した業者（債権者）は，その代金について当該商品や原材料に先取特権を有します（民311条5号,321条）。この債権者が先取特権を行使する可能性がある場合であっても，目的動産を売却することが可能です。この売却代金債権に対して，業者（債権者）は，動産売買先取特権によって物上代位に基づく差押えが可能となるため（最判昭59.2.2民集38巻3号431頁），掛け売りではなく，売却代金を現金で受領する注意が必要であると思われます。

⑤　所有権留保物件の対応

所有権留保は，別除権となりますから，権利者の同意を得て物件を売却して差額を破産財団に組み入れる，権利者が物件を売却し，清算金を破産財団に入れてもらう方法が考えられます。この場合，当該物件の評価額がポイントになります。

⑥　放棄等

売却の見込みがない場合は，放棄を検討せざるを得ませんが，その際，目的物の保管場所によっては，廃棄費用や賃借物件の原状回復義務履行の為の費用等が問題となりますのでご留意ください。

　貸付金

売掛金の場合と同様，債務者に対して請求書を送付する，内容証明郵便を送付する，任意の支払いに応じない場合には，支払督促・訴訟を検討していただくことが考えられます。また，実際の回収についても，債務者の資力・支払能力，他の財産換価に要する期間との兼ね合いを検討していただき，柔軟に対応していただくことなると思われます（※３）。

　不動産

①　換価スケジュール

ア　不動産換価は，管財業務の中でも重要業務の１つで，破産財団の増殖のポイントになる場合が少なくありません。反面，換価業務が長期化し，しいては手続全体が長引く場合も少なからず見受けられます。したがって，不動産換価については，就任当初から一定の方針と計画性をもって対処することが，特に求められるものと思われます。

おおよその目安ですが，第１回の財産状況報告集会（開始決定から約３か月後）までに（場合によっては第２回の集会までに）任意売却か放棄かの見極めをつけ，第２回の集会（第１回から約２か月後）までに（場合によっては第３回の集会までに）売却に伴う一切の手続を完了させ，この間に任意売却のめどが立たない，または売却困難な場合には，放棄の検討をし，他の残務の処理を併せても，開始決定後１年以内には破産手続を終了するように心掛けてください。

イ　不動産の任意売却に加え，売掛金の回収のほか，他の業務が併存するなど，主要な管財業務が複数存在し，不動産の換価業務のみに専念することが困難な事案であっても，できる限り前述の標準スケジュール内で手続全体が進行するようご協力をお願いします。

ウ　このような標準スケジュール内での処分，手続進行を考えるうえで，債権者の意向を処理方針に反映させるという視点も有用であると考えられます。例えば，個々の不動産をどのように処理するかにつき，財産状況報告集会等で，管財人の考え，処理の選択肢等を提示して，債権者の意向を聴取するというのも一つの手段であると思われます。

②　別除権者との交渉

任意売却を行うに当たって，開始決定後の早い時期から担保権者に対して，売却価格や財団組入額（受戻金額）について意向聴取をするなどの交渉をしてください。この際のポイントは，言うまでもないことですが「受戻金額を減額させて，いかに財団組入額を増額させるか」ということです。

具体的な交渉としては，別除権者に対し，任意売却の方が早期にかつ高額に不動産を処分できる可能性が高いこと，配当可能事案であれば受戻金の取得による第１次的回収に加え，配当による第２次的回収も可能となる等，任意売却による売却の優位性を説明したうえで，具体的な財団組入額について別除権者と順次交渉を詰めていくという方法が考えられます。

このように先順位担保権者との間で受戻金額の減額交渉をする一方，競売によれば配当のないことが見込まれる後順位担保権者に対しては，いわゆるハンコ代（担保権設定登記の抹消承諾料）程度の支払いで足りると思われます（※４）。

なお，別除権付きのまま不動産を任意売却する場合には，別除権者の利益保護の観点（※５）から，売却２週間前までに，事前に全担保権者に任意売却する旨及び売却の相手方の氏名又は名称を通知してください（規56条）

③　売却価格と財団組入額

ア　売却価格

適正価格での売却をするため，できれば複数の不動産業者，買受希望者を関与させることが望ましいと思われます。管財人の人脈，不動産所在地の不動産業者，別除権者が紹介する不動産業者，破産者の関係者等を総合的に活用することによって価格を設定していくことが考えられます。ただ，このように，複数の業者等に依頼する場合には，あらかじめその旨を説明し，買受希望が複数寄せられた場合には，原則として入札方式により売却先および価格を決めるなど，売却先等決定の過程について，できるだけ明らかにして，その透明性を確保する配慮も必要であると思われます。ただ，特定の業者との間に専任媒介契約を締結して売却を試みた方が効果的である場合もあり，事案に応じて適宜の方法を選択することが考えられます。

イ　売買契約上の留意点

手続の迅速処理や間をおくことによって生じかねない不測の事態の回避という点から，売買代金及び諸経費は原則として一括決済とし，手付金，残金分割方式は避け，登記手続も速やかに完了するようにしてください。一括決済がどうしても困難な場合でも，手付金はとらず，管財人側からいつでも無条件に契約の解除ができるようにしておいてください。

管財人が瑕疵担保責任を一切負担しない旨の特約を設けることも必要不可欠です。

なお，個人破産事件において破産登記のなされた不動産を売却した場合は，破産登記抹消嘱託の上申の提出をお願いします（書式８－５）。

　また，破産手続開始決定前にされた仮差押等の保全処分の登記は，管財人の売却によりその効力を失うので，保全係に対し，仮差押登記等の抹消嘱託の上申をしてください。破産登記がされている場合には，破産再生係において，破産登記の抹消と同時に仮差押登記等を抹消することが可能なので，不動産売却後，破産登記の抹消嘱託とともに仮差押登記等の抹消嘱託の上申を破産再生係にしてください。

　仮差押登記等の抹消には，１物件につき１０００円（２０物件以上の抹消の場合は２万円）の印紙が必要になりますので，上申書とともに提出してください。

ウ　財団組入額

具体的な財団組入額は，不動産の市場価格，物件の状況，買受希望者の多寡，別除権者の意向を総合的に判断して決められるべきものと思われますが，売却価格の３％以上というのが一つの目安のようで，中には１０％以上の組入があった事案もあります。ただ，この割合にかかわらず，前記①の期間内に売却が可能であれば，管財人が相当と判断する金額で足りると考えています。

④　賃貸不動産の任意売却

ア　賃料の回収

賃借人に通知をするなどして，賃料の回収によって積極的に財団増殖を図ってください。

イ　賃貸借契約を終了させて明渡しを受けた方が任意売却に有利な場合

賃貸人破産の場合には，管財人は一方的な賃貸借契約の解除をすることができません。そこで，任意売却のため等破産手続を円滑に進行させるなどの理由から賃貸借契約を終了させる必要がある場合，賃借人との間で，管財人が適正な立退料（敷金相当額が一つの目安にされているようです。）を財団債権として支払い，敷金返還請求権を放棄してもらうという和解契約を締結する方法もとられています（※６）。

ウ　賃借人付きで任意売却する場合

売却するまでの間は，当該不動産についての賃料回収や維持管理にご注意ください。例えば，賃料未払いの賃借人に対してはその督促を行い，任意での支払いに応じない場合は，訴訟等の法的手段を検討する，マンションの場合には，エレベーターの定期点検，清掃等の管理業務を継続し，必要に応じて管理会社との間で管理委託契約を締結する等です。

売却に際しては，敷金関係の承継を明らかにし，必要な精算を行うことにもご注意ください。

エ　賃貸借契約の継続等

賃貸用の建物については，賃借人付きのままで売却した方が有利に換価できる場合も多く，賃料収入によって破産財団の増殖が図れる利点もあります。このような場合，賃貸借契約の更新，または新規契約締結も考えられます。ただし，その際には，契約期間等（例えば，民法の改正により短期賃貸借制度の廃止），契約内容にはご留意ください。

⑤　放棄基準等

ア　見極めの時期

原則として第１回の財産状況報告集会までにつけるようにお願いします（放棄するか否かの方針は，できる限り第１回の財産状況報告集会で出席債権者に報告してください。）。

イ　放棄基準

オーバーローンの状態にある場合であっても，財団増殖のために任意売却に向けてご尽力いただいているところです。しかし，このような努力を相当期間にわたってしていただいたにもかかわらず，買受希望者が現れない場合等の事情がある場合には，手続の迅速な進行，費用対効果，破産財団の負担等，諸般の事情を総合的に判断して，財団からの放棄を検討せざるを得ない場合もあります。具体的には，以下の事例が考えられます。

ａ　オーバーローンの状態にある不動産で，管財人において相当期間（第１回の財産状況報告集会までの期間である約３か月が一つの基準と考えられます。）にわたり換価の為の努力をしたにもかかわらず買受希望者が現れず，近い将来においても現れる見込みがないと考えられる場合（※７）

ｂ　オーバーローンの状態にある不動産について，担保権者が管財人において相当と考える金額での任意売却に承諾をしない場合

ｃ　オーバーローンの状態にある不動産について，担保権者が競売手続による債権回収の意向を明確にし，任意売却の話に全く乗ってこない場合

ｄ　担保設定はないが，場所が特定できない原野，形状や場所的特性等から買受人の現れる可能性がほとんどない不動産等，不動産の性質上換価が著しく困難であって，放棄をしても管理上重大な問題が生じない場合（※８）

⑥　放棄手続と注意点

ア　担保権者への事前通知

破産者が法人の場合，別除権付不動産を破産財団から放棄する場合，その２週間前にすべての別除権者に不動産を財団から放棄する旨の通知をする必要があります（規56条）。この点につき，規則上は法人についてのみを規定していますが，実務においては従前から運用上の配慮として，破産者が法人か自然人かにかかわらず放棄に先立ち別除権者にその旨の通知をし，「管財人に対して」別除権放棄の意思表示をする機会を与えており，今後もこの配慮は必要であると思われます（ただし，自然人の異時廃止事案については，事前通知は不要です。）。

イ　放棄手続

財産状況報告集会前に書面（書式８－３）により申請する方法，財産状況報告集会において，出席債権者の意見を聴取した後に口頭で行う方法があります。なお，口頭で行う場合は，集会時に提出する財産目録（書式７－１）の備考欄に，地番，家屋番号等の対象物件を特定する事項を記載して行ってください。

　なお，破産者の所有不動産又は物上保証人所有の不動産について競売手続が進行している場合，当事者適格の観点から放棄又は破産手続の終了を知らせてほしい旨の要望が不動産競売係からありますので，（書式２３）の届出書不動産競売係に提出してください。

　　　 　ウ　固定資産税等の負担関係

　個人事件の場合，破産者が当該不動産の管理処分権を回復することになりますので，破産者に不動産を引き渡します。その場合，固定資産税については，前記のとおり，賦課期日である１月１日に所有名義人である者に４月１日から始まる年度１年分が課税され，移転登記がされても，名義人であった期間分だけを日割計算して納税することは認められません。したがって，権利放棄をした翌年度分から破産者の負担となります。

　マンションにおける管理費，修繕積立金，電気代等の共益部分の負担は，権利放棄するまでは財団の負担となり，放棄後はマンションの所有者として破産者が負担することになります。

　　　　 エ　消費税の負担関係

　法人事件の場合，別除権者の競売申立てにより建物が売却されると，破産財団が，財団の増殖とは無関係に消費税を賦課される場合があります（消費税法２条，４条，５条１項）。そこで，当該建物について消費税の賦課の可能性がある価額（消費税法９条１項）で競落されそうなときは，剰余金交付の可能性がないことを確認の上，買受人の代金納付前（民執法７９条）に放棄をして消費税の負担を免れる必要があります。

　なお，法人の場合，放棄した不動産は，破産手続開始決定当時の代表者に引き渡すことになります。

　　　 　オ　賃貸不動産の放棄

　賃借人からの賃料収入がある不動産を放棄すると，その後の賃料収入が破産者に帰属するということになってしまいます。このような場合，第１順位の抵当権者に賃料債権に対する物上代位による差押え（民法３０４条，３７２条）をしてもらった上で，当該不動産を財団から放棄するという場合が多いようです（最判平元．１０．２７民集４３巻９号１０７０頁参照）。また，抵当権者が賃料債権の差押えをしない場合，将来の賃料債権を当該抵当権者に債権譲渡してから放棄した例もあるようです。

　また，放棄後の不動産の維持管理等については，個人事件であれば，破産者に委ね，法人事件であれば，賃借人側に管理組合等の管理体制を整えるように申し入れるか，破産手続開始決定当時の代表者に管理を引き継ぐ（民法６５４条，商法２５４条３項）など，一定の手当が必要となります。

　　　 　カ　借地権付き建物の放棄

　当該建物の担保価値を維持するため，抵当権者に地代を支払ってもらい，借地契約が解除されないように手当をする必要があります。競売手続が開始されている場合には，抵当権者による地代代払制度（民執法５６条１項）を活用することが可能であり，借地権存続のままで競売手続をすることを別除権者と調整した上で財団から放棄することになります。

　　　　キ　土壌汚染や危険物の存在する不動産の放棄

　産業廃棄物処理場等で汚水流出の公害問題が発生しているもの，あるいは毒・劇物の散乱した工場，崩壊の危険性のある土地や建物等については，これを財団から放棄すると，管理者不在となって，ますます危険が高まり，周辺住民に多大な危害をもたらす危険性があります。

　そのような可能性がある場合，破産管財人としては，問題の重大性，公益性のほか，公害の防止・除去が第１次的には事業者負担とされていること（廃棄物の処理及び清掃に関する法律３条１項，公害防止事業事業者負担法２条の２の趣旨）や，社会的責任に配慮し，土壌汚染の場合はその点の鑑定を行って土壌の改良をするなど，可能な限り危険物を除去するように努力すべきであり，安易に放棄すべきではありません。

　破産管財人としては，事前に裁判所と打合せをし，破産管財人報酬見込額を除いた財団財産をすべて投入してでも，土壌汚染の調査，除去に努めていただくことになります。

　しかし，除去費用を財団で負担できない場合は，所轄官庁，地方自治体，地元住民に必要な措置を取るよう協力を求めた上で，放棄せざるを得ない場合もあります。

　　　　ク　建築途上の建物

　破産者が注文者として所有しているものであれば，請負人である破産債権者に商事留置権（商法５２１条）を認めて管理を任せることにより，土地工作物責任を回避し得る状況を整えて放棄します。

　占有を戻されれば，任意売却か取壊しかの見極めをつけて管財業務を進めることになります。任意売却の見込みがなく，取壊し費用もない場合は，財団の範囲で可能な処理を尽くした上で放棄することになります。

　機械・工具類

機械・工具類は，多くの場合市場性がなく，処分先も同業者や破産債権者等である場合が多いようです。したがって，これらの方に買受け希望の打診をしたうえで，その処分方法を検討するということも考えられます。なお，工場備え付けの大型機械類等，搬出・移転費用が多額にかかる場合には，その費用負担の点を考慮した上で，売却条件を設定することにご留意ください（※11）。

　什器備品・家財道具

事務机，ロッカー等の什器備品は，専門業者等への一括売却・処分によることが多く，廃棄費用や賃借物件の原状回復義務履行の為の費用等の負担を免れ，いかに破産財団にダメージを与えないで処理をしていくかという点がポイントになると思われます。

家財道具については，骨董品的価値のあるものを除き，民事執行実務において，その多くが差押禁止財産（民執131条1号）とされるため，破産手続においても破産財団を構成せず（法34条3項2号），換価不要です。

　自動車

交通事故による運行供用者責任の負担及び盗難や破壊による損害を避けるために管理には十分ご留意ください。

①　換価の要否

自然人破産の場合は自由財産拡張（換価基準（別紙５）の※３のとおり）がされない限り，法人破産の場合はすべてについて，原則として換価の対象となります。

②　査定の要否

減価償却期間（普通乗用車６年，軽自動車・商用車４年）を経過している場合（したがって，前者については初年度登録から７年，後者については５年以上経過している場合）には無価値として，原則として査定の必要はありません。この場合は，破産会社代表者やその親族，従業員等に数万円，場合によっては数千円程度で売却する例が多いようです。ただし，高級車（例えば，購入時３００万円以上，外国製自動車等）の場合は，減価償却期間を経過しても相応の価値がある場合もありますからご注意ください。

③　所有権留保車両

査定の結果，査定額が残債務を上回る場合はもちろん，そうでない場合であっても，残債務を完済したうえで売却した方が破産財団に有利な場合には，処分を検討してください（この場合，債権届出に対する認否に注意が必要です。）。そうでなければ，取戻権を承認して売主に引き渡してください。いずれの場合も，車検証上の「使用者」が破産者のままにならないようにご留意ください。なお，車検証上は所有権留保のかたちになっているものの，実際には，ローン等を完済している事例も見受けられますので，処分方針を決定するに際しては，この点にもご留意ください。

④　自由財産拡張・放棄の場合（自然人破産）

自由財産拡張の結果，自動車を破産者に返還する場合には，自動車事故が発生した場合に運行供用者責任を負担することを避けるため，鍵や車検証を破産者に引き渡す際に破産者から自動車受領書（書式３４－３）の交付を受けて，管財人の管理処分権の消滅時期を明らかにしておいてください。また，破産財団から放棄をする場合も，同様の趣旨から，破産者から自動車受領書（書式３４－３）の交付を受けるか，評価額にかかわらず許可申請をお願い致します（※12）。

⑤　法人破産の場合の問題

法人破産の場合，放棄をすると，放棄後の保管や保管場所の問題，運行供用者責任の問題が生じる可能性がありますから，売却が不可能な場合は，原則として，費用負担をしてでも廃車（登録抹消）手続まで行うようにしてください。

⑥　盗難・所在不明・持ち去り車両の問題

ア　盗難

発見に努めていただくことになりますが，発見できなかった場合には，警察に盗難届を提出し，その受理証明を添付して陸運局で廃車手続をお願い致します。

イ　所在不明

所在不明のため，財団から放棄した旨を課税当局に説明して，自動車税の課税をしない措置を講じてもらうことを検討してください（※13）。

ウ　持ち去り

債権者が代物弁済を主張し持ち去ることもままあるようです。この場合，当該債権者の所在が判明する場合には，その者と交渉のうえ，処分方針をご検討ください。その者および車両が所在不明の場合は，前記イを参考にしてご検討ください。

　電話加入権（法人事件のみ）

電話加入権買取業者の買取価格を参考としての売却が多いようです。ただし，売却価格を上回る滞納料金がある場合も少なからずあり，その場合は放棄をしています。

　有価証券

上場会社の株式等市場性のある場合は，市場価格が基準となります。開始決定後すみやかに証券会社を通じて成り行きで売却手続をとってください。

非上場の株式等市場性のない場合は，価格の算定，換価ともに苦労をすることが多いようです。多い事例としては，対象となる会社の役員，株主等の関係者等に売却する方法で，この場合，当該会社の役員等に買受けの意向を打診したうえ，会社の決算書類等の提示を受けて価格を協議・決定する手続がとられています。このような方法を検討したにもかかわらずなお換価が困難，あるいは対象会社の財務状況の悪化で評価が困難な場合には，破産者側に廉価で買い取ってもらう，それも困難な場合には，最終的には破産財団から放棄をせざる得ない場合もあるようです。

　出資金

信用金庫等への出資金については，脱退，払戻しに相当な時間がかかるようです（年１回の理事会の決済が必要となるなどの理由のようです。）。したがって，開始決定後直ちに払戻手続等とる必要があります（２年の短期消滅時効にはご留意ください（信用金庫法19条，中小企業等協同組合法21条））。ただし，実際にはその金額が少額であることが多いことから，①破産者に出資金相当額を財団組入れさせたうえで放棄をする，②出資金返還請求権を破産者の近親者等に譲渡する方法により換価する方法が多用されています（※14）。

なお，出資先の信用組合等が破産債権者の場合，信用組合等に対して，相殺処理についての確認をお願いします。これは，①配当可能な場合には届出債権の認否について，②異時廃止で終了の場合でも，特に法人破産の場合には，相殺の意思表示の相手方が問題となることがあるからです。

　退職金

開始決定時で退職した場合に支給される退職金の換価の要否については，原則として換価基準（別紙５）によって検討をお願いいたします（※15）。換価の方法としては，破産者本人から相当金額を財団組入してもらう方法（多くの場合は複数回の分割支払い）が一般的です。

なお，開始決定後に退職した場合で，退職金請求権の４分の１相当額が２０万円を超える場合は，４分の１相当額全額が財団を構成し，開始決定前に退職し，既に退職金を受領し現金又は預金等の財産になっている場合は，退職金債権ではなく，現金・預金等の変化後の財産として扱うことになりますので，ご注意ください。

　ゴルフ会員権

会員権相場が存在する場合は，相場価格での換価が可能ですが，そうでない場合は，売却が困難なようです。このような場合，念書売買，破産者等に安価で売却を試みるという方法も考えられますが，放棄をせざるを得ないことが多いようです（※16）。

　過払金返還請求権

貸金業者からの開示結果や破産者の手持ち資料に基づく元利計算により，過払いによる不当利得返還請求権の発生の可能性が確認された場合，その回収についてご検討ください。

おおよその目安としては，５年程度の取引継続の場合には，一応過払金発生を疑い，貸金業者に対して，取引履歴の開示を求める等の措置をとり，履歴開示後に利息制限法に基づき引き直し計算を行った結果，過払金が発生していれば，その返還請求をご検討ください。

返還請求の方法としては，まず，貸金業者との話し合いによる交渉を進めていただき，それでも進展しない場合は，訴訟を提起するという手順がとられることが多いようです。

※１　申立てから開始決定までに相当程度の期間が経過している事案の場合，最終記帳日以降の取引きがあることがありますからご注意ください。特に，自然人破産の場合，このような事案においては，給料・ボーナス等の入金によって，申立時と破産手続開始決定時の残高に大きな隔たりがある場合もありますから注意が必要です。

※２　個別に許可を求めることとした場合，管財業務が煩雑になる，あるいは処分の時期を逸してしまう事案の場合には，事前に包括許可を求めることが考えられます。

※３　法人破産の場合に多く見受けられるのは，①代表者（またはその身内）に対する貸付金が計上されているもの，②売掛金等で回収困難なものを貸付金科目に付け替えているものです。①については，実体のないもの，支払能力に問題のある場合が多いですし（ただし，代表者等の破産手続において，この使途等の調査が必要となります。），②については，回収不能の場合が多いため，これらの場合は，放棄をすることが多いようです。

※４　競売手続によっても配当を受けうる先順位担保権者との間では合意が形成できているにもかかわらず，配当を受けられない後順位担保権者から不合理な高額のハンコ代を請求されることもあるようです。このような場合，あるいは，設定時期等から考えて否認の疑いが強い後順位の担保権をハンコ代なしで抹消するのが相当な場合（このような場合このようなハンコ代狙いの設定であることが多いとも聞きます。）には，担保権消滅許可の申立て（法186条以下）をいわば「伝家の宝刀」として，これらの担保権者との交渉で十分に活用し，それでも相手方の対応が変わらない場合は，その申立てを検討することも考えられます。

※５　この場合でも，不足額責任主義（法108条1項本文）の適用を受けます（法65条2項）。

※６　敷金等の扱いに関しては，「破産管財手続の運用と書式」P117～，「破産・民事再生の実務（上）」P184～に詳述されています。実務上は，当該物件の早期処分，しいては破産手続の迅速な進行の観点から，適正な立退料を財団債権として支払う和解も妥当であると考えられているようです。

※７　事例としては，このような理由による放棄が最も多いようです。ただ，このような場合であっても，放棄申請前に財産状況報告集会において，当該不動産を放棄する予定である旨を報告し，最後の買受希望に関する情報を募るとともに，債権者の納得のうえで手続きを進めていくという事例も多く見受けられます。

※８　実例としては，固定資産評価額上少額（数万円程度）で現地調査費用の方が多額になってしまう北海道の原野，狭隘地でそれのみでは利用価値がないため，隣接土地所有者に買受け希望を募ったものの不調に終わった傾斜地，場所的にへんぴな所で，業者査定も不能であった山林等があります。

なお，このような物件のほか，未分割の相続不動産等，他者への売却が困難な物件については，その物件の価値相当額を破産者側（またはその親族）から破産財団に組み入れてもらい，その上で当該不動産を破産財団から放棄をするという工夫も多用されています。

※９　担保権者が賃料債権の差押えをなかなかしようとしない事例も見受けられ，そのためだけに手続進行が遅滞してしまうこともあるようです。このような場合であっても，放棄日以降の賃料が破産者に帰属する事態がないようにする配慮が必要で，例えば，当該担保権者に放棄後の賃料債権の帰属を説明して差押えを促す，こまめに連絡をとって差押えまでのスケジュールを調整する等の方法により，早期の差押えを担保権者に促して進行した事例もあります。

※　最近では，工場の敷地内にＰＣＢを含むコンデンサーが放置されていた事例，借地上に産業廃棄物が放置され，これが土砂と共に崩壊する危険性があり，この処分が問題になった事例がありました。前者については，県と折衝を繰り返し，その指導を受け，当該ＰＣＢを含むコンデンサーを管理する一方，譲受先を探し，その譲受側に新たにＰＣＢの管理者を設置し，県の許可を受けた上で相手方に譲渡できました。後者については，破産財団の規模が，原状回復費用を賄うのにはほど遠い状態であったため，賃貸人側と折衝する一方，市の担当部署と交渉をし，最終的には管財人報酬等の最低限の手続費用を控除した残りの破産財団を投入して，その範囲でできる原状回復と被害拡大防止を行うことで賃貸人側と和解しました。

※　実際には，同業者に売却して代金は搬出費用と相殺するとか，工場備付けの大型機械の場合は，工場と一体で同業者に売却し，搬出・処分のための費用負担を免れる等，廃棄費用や賃借物件の原状回復義務履行の為の費用等の負担を免れ，いかに破産財団にダメージを与えないで処理をしていくかという点が問題になる場合が多いようです。

※　この点は，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）Ｐ19をご参照ください。

※　行方不明車両の追及の工夫例については，「破産管財手続の運用と書式」P123をご参照ください。

※　信用組合等の内部規約を理由として，出資金返還請求権の破産者近親者等への譲渡に応じてもらえなかったという事例の報告もされていますので，この方法をとる場合は，事前に信用組合等と十分に交渉をしていただく必要があると思われます。

※　ただし，回収の要否については，個別事案によって異なります。破産者の生活状況等の調査で回収可能額を判断し，全額回収できないと判断した場合は，どの位の期間に，どの位の金額を回収するかについて，破産者側や裁判所と協議してください。

※　預託金据置期間が経過していないゴルフ会員権の預託金返還については，その即時請求権が否定されています（最判平12.2.29，判時1705号58頁，金法1583号54頁）。

６　賃貸借契約の処理

　賃借人破産

①　契約解除

契約を解除するか履行請求をするかは，管財人の判断によりますが（法53条1項），多くの事例の場合，賃料等の支出または敷金等の返還額の減少に伴う破産財団の減少を防止するため，できる限り早期に解約の申入れをし，破産財団の規模が許す範囲で原状回復まで済ませてしまっているようです。

②　賃料債権，賃料相当損害金の取扱い

破産手続開始決定前に生じた賃料債権及び賃料相当損害金は破産債権となる（法2条5項）のに対し，開始決定後（開始決定日を含む）の賃料債権は財団債権（法148条1項7号又は8号）になり，賃料相当損害金は，それが管財人の行為によって発生したものと評価される場合には財団債権（同項4号）（※１）に，そうでない場合には劣後的破産債権（法99条1項1号，97条2号）となります。

③　原状回復費用

賃貸借契約が終了した場合には，賃借人は目的物の原状回復義務を負います。破産手続開始決定前に契約が終了していた場合は，この義務は破産者について発生し，破産者がこれを履行しない場合，原状回復費用は，破産債権となります（法103条2項）。ところが，賃貸借契約が終了しているにもかかわらず開始決定後も破産財団を構成する財産が賃貸人所有物件内に残置されていることが多く，この場合，所有権侵害に基づく損害賠償債務の発生を防止するため，早期に破産財団所属のこれらの財産の管理処分権を放棄することを検討することになりますが，破産財団の規模が許す範囲で当該財産を除去したり，それが不可能な場合でも一定限度の解決金等を支払うなどの和解をして清算をしている事例が多く見受けられます。

これに対し，開始決定後に契約が終了した場合には，管財人が原状回復義務を負うと解され，破産財団の規模が許す範囲内で原状回復費用を財団債権（法148条1項4号又は8号の類推適用と解されます。）として支出をする事例が多いようです。なお，破産財団が乏しい場合には，費用負担以外の方法で義務を清算する旨の和解を締結するなどして対応する事例もあります。

④　敷金・保証金の取扱い

契約終了により目的物を賃貸人に返還した場合，管財人は賃貸人に対して，破産者が預け入れていた敷金の返還請求をし，未払賃料や原状回復費用等が控除された残額の返還を受けてください。保証金は，一定期間据置後に返還を予定しているもの，敷金の性質を有するもの，この両方の性質を有するもの等様々なものがあるようです。処理に当たっては，その実質に着目し，敷金相当部分については，前記同様の対応をお願いします。

　賃貸人破産

①　契約解除

賃借人が対抗要件を備えている場合，管財人に特別の解除権を認めた法５３条１項および２項の規定の適用はされず，管財人からの解除はできないこととなります（法56条1項）。

②　敷金・保証金の取扱い

敷金返還請求権（保証金のうち敷金としての性質が認められる部分を含む）について破産債権として債権届出があった場合は，

ア　債権調査時点で明渡しが完了し，未払賃料がなければその全額を認めることが可能

イ　債権調査時点で明渡しが完了し，未払賃料がある場合は，未払賃料相当額については敷金から既に控除済みとしてその額を認めない

ウ　債権調査時点で明渡しが完了していない場合は具体的な金額も確定しないので，全額について認めない

という扱いになろうかと思います。

※１　破産財団に属する建物が従前の借地上に残置されていることから，その土地を不法占拠している状態にある場合や，破産財団に属する動産が従前の賃借物件内に残置されていることから，その物件を不法占拠している状態にある場合における破産手続開始決定後の所有権侵害に基づく損害金債権等がこれに当たると考えられます（最判昭43.6.13民集22巻6号1149頁参照）。このような負担を免れるためには，早期に破産財団所属の建物又は動産の管理処分権を放棄することとなりますが，多くの事例の場合，破産財団の規模が許す範囲で建物撤去土地明渡しまたは建物収去の可否を検討したり，それが不可能な場合でも一定限度の解決金等を支払うなどの和解をして清算をし，放棄後の賃貸人とのトラブルを回避しているようです。

７　請負契約の処理

　請負人が破産した場合

契約の目的である仕事が，破産者以外の者において完成することができない性質のものでない限り，管財人は契約の履行を選択し，破産者又は第三者に仕事を完成させ，その報酬を破産財団に帰属させることもできますし，契約解除を選択し，出来高に相当する報酬を注文者に請求することもできます（法53条1項）。実務上多い事例では，土木建築業者の破産における建築請負工事の事案です。

契約の履行と解除のいずれを選択するかは，どちらを選択した方が債権者に対する高額な配当が可能か否かの点のみならず，契約を履行することが現実的に可能か否か，契約履行に長期間を要することがないか否か等，破産財団の増殖のほか，契約履行上のリスク，費用対効果，手続の円滑・迅速な進行等を総合的に判断してお決めいただくことになると思われます。

なお，請負工事代金等の回収については，事後の回収業務のトラブルを回避するため，その振込先を管財人の保管口座にするなどし，従前から破産者が使用している口座に振り込んだり，破産者に支払いをしないように注文者に対して通知をする等の配慮をお願いします。

　注文者が破産した場合

注文者が破産した場合は，管財人または注文者の相手方である請負人双方において契約解除をすることができ，解除後は，既にした仕事の報酬等については破産債権者として，破産手続上の配当に加入できます（民642条1項）。また，破産管財人が契約の解除をしたときは，請負人は損害の賠償につき破産債権者として配当に加入できます（民642条2項）。

８　雇用関係の処理

　解雇について

申立前あるいは開始決定前に従業員の全員が解雇されていることが通常ですが，これがなされていない場合は，管財人による解雇が可能です。この場合，開始後から解雇に至るまでの賃金及び解雇予告手当は財団債権となります（法148条1項8号）（※１）。

　独立行政法人労働者健康福祉機構の未払賃金立替払制度（※２）

労災保険適用事業に該当する事業で，１年以上にわたって事業活動を行ってきた事業主が破産した場合において，当該事業に従事する労働者は，その申立日の６か月前の日から２年以内に退職したときは，労働者健康福祉機構（以下「機構」といいます。）から未払賃金のうち政令で定める範囲内のものの立替払を受けることができます（賃金の支払の確保等に関する法律７条）。この制度の適用がある範囲は，退職時の年齢に応じて，未払賃金及び退職金の総額の１１０万円～３７０万円の８０％の金額とされています。

未払賃金の「賃金」は，労働基準法１１条に規定する賃金のことをいい（賃金の支払の確保等に関する法律２条），賞与や解雇予告手当等は含まないと解されています。

管財人としては，財団債権としての労働債権の全額が弁済ができない場合，優先的破産債権としての労働債権の全額について配当ができない場合，全額の配当ができる場合であっても配当時期が相当程度先となることが予想される場合には，従業員に対してこの制度の利用を勧めていただいています。具体的には，管財人は，退職した従業員に対して証明書を交付するのと同時に，その審査に必要な証拠書類（破産手続開始決定の写，未払賃金及び立替払額等を証明するもの等）を機構に送付する必要があります。したがって，管財人としては，この制度の利用を勧めるに当たり，請求期間の確認と賃金台帳等により証明書交付に必要な調査を行う必要があります。

※１　これは申立て準備に当たっての注意になりますが，新たな財団債権の発生を防止するため，従業員は開始決定前に解雇する必要があり，解雇通知をするなどして解雇手続を行います。さらに，債務者の財務状況を勘案して可能であれば，破産手続開始前に労働債権の弁済を行うこともご検討ください（近時の申立てにおいては，このように労働債権が整理されている事例が少なからず見受けられます。）。

従業員解雇に伴い，離職票（雇用保険の受給等に必要）の交付や労働債権額の明示を求められることになります。労働者が債権届出をする場合や後述する労働者健康福祉機構の立替払制度を利用するためには，未払給料や退職金等の労働債権金額が判明している必要がありますが，その計算を労働者自身において行うことは困難であり，その対応が申立時に不十分な場合には，管財人事務所に労働債権金額に関する問い合わせが殺到し（破産手続開始決定通知書に管財人事務所の連絡先を記載するため），本来の財産換価業務に注力できなかったり，裁判所に問い合わせが殺到するなどして大変な混乱を招くことが少なからずあります。これらの事務は，本来管財人が行うべき換価業務とは性質を異にするため，申立代理人が代表者及び申立人担当者に指示した上で，開始決定までに確実に準備を進めておくことが望まれます。また，従業員の市町村民税等を源泉徴収から普通徴収に切り替えてもらうための課税自治体への給与所得者異動届出書の提出，給与所得の源泉徴収票の作成及び提出・交付（開始決定後，従業員からの問い合わせで多いのが，労働債権額とこの事務に関するものです。），社会保険資格喪失届の作成とそのハローワークに対する提出事務も，申立代理人の準備において望まれるところです。近時の事例としては，前述のように申立時において労働債権関係が整理されている事例のほか，申立時においてそのような準備が十分にされていない事例であっても，開始決定後の労働債権に関する労働者からの問い合わせ先を申立代理人事務所に集約して対応し，開始決定後に管財人が換価業務にスムーズに着手できるように申立代理人と管財人が協働した事例が見受けられます。

※２　この点についての詳細は，平成17年9月26日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）Ｐ4をご参照ください。

９　譲渡担保・所有権留保・リース契約

これらについては，破産法上別除権に該当するとの理解が一般的です。別除権を受け戻して任意売却しても破産財団にプラスとならない場合は，実務上多くの場合は，取戻権を承認して目的物をリース会社等に返還し，目的物の価値と被担保債権額との差額の清算を受けているようです。このように早期に返還することが，時間の経過に伴う物の価値の減少を抑制し，これらの物が残置されている不動産賃貸借契約を清算できることにより財団債権の発生を抑制することとなり，また，物の損壊・滅失・盗難等のトラブルを防止することになると思われます（※１）。なお，清算のうえ残ったリース料債権等は一般破産債権となります。

※１　一般的なリース契約の場合，管財人からリース物件の返還を受けたリース会社には，リース物件の中途返還を受けたことによる利益（リース物件の返還時における交換価値とリース期間満了時における交換価値との差額）を残リース料債権の支払いに充当するなどの清算義務があるとされています（最判昭57.10.19判時1061号29頁）。

10　事業（営業）継続

破産手続は，破産財団に属する財産を換価し，破産債権者に公平に配当する手続ですから，破産手続開始決定がなされると，破産者の事業（営業）は廃止され，清算されるのが原則です。しかし，事業（営業）を継続する方が財団にとって利益となる場合もあり，そのような場合，管財人は裁判所の許可（法36条）を得て，事業（営業）を継続することができます。例えば，仕掛品，仕掛工事が多く，これを完成させた方が財団の増殖が図れる場合等が想定されます。ただし，この事業（営業）の継続は，破産財団増殖のための例外的措置であり，破産財団の換価を有利かつ円滑に進めるために必要な限度と期間の範囲内で認められるべきものと考えられ，また，事業等を行うのは管財人ですから，仮に補助者を使用するにしても，管財人がその事業継続に専念することは困難であることを考えても，たとえ破産財団の拡充が想定される場合であっても，その期間が長期にわたることは相当ではないと思われます。さらに，事業継続を検討していただくに当たり考慮していただく点としては，破産財団が事業継続に必要な費用・経費の支出に照らしてどの程度増殖するか（費用対効果），破産財団が事業継続に必要な費用・経費の支出に耐えられるか，事業継続に当たって人材の確保ができるか（管財人管理下での事業継続が可能か）等が考えられます。

なお，営業継続により得た，例えば，仕掛工事代金の回収や売掛金の回収については，事後の回収業務のトラブルを回避するため，その振込先を管財人の保管口座，営業継続用の専用口座にするなどし，債務者に対して，従前破産者が使用している口座に振り込んだり，支払いをしないように通知をする等の配慮をお願いします。

11　訴えの提起・係属中の訴訟

　訴訟提起の判断

訴訟提起の要否については，勝訴及び和解成立の見込み（手持ち立証資料の内容等や相手方の資力の状況），訴訟提起以外に方法はないか，費用対効果，債権者への配当の可否等，請求金額と訴え提起の経済的コストを比較するなどして検討していただいています。事例としては，過払金返還請求訴訟の例（勝訴・和解），請負代金請求訴訟の例（和解），否認訴訟の例（旧法，勝訴）があります。

　否認権の行使

否認の請求（法174条）か否認の訴えの手続選択が可能です（法173条）。どちらの手続を選択するかは，事案によると思われますが，通常の訴訟の提起の要否同様，手続の見通しとの関係で，経済的合理性を考慮したうえでの判断になると思われます（※１）。なお，否認の請求は破産再生係に申立てることになります（※２）。

　係属中の訴訟

破産財団に属する財産に関する訴訟，破産債権に関する訴訟，債権者代位訴訟，債権者取消訴訟は，いずれも破産手続開始決定によって中断します（法44条1項，45条1項）。

①　破産財団に属する財産に関する訴訟

管財人又は相手方から受継の申立てができ（法44条2項），管財人は相手方からの受継の申立てを拒絶できないと解されています。なお，管財人の方から受継するか否かは，その内容，破産財団への影響等を勘案し，裁判所と相談するなどしてご検討ください。

②　破産債権に関する訴訟

異時廃止事案では債権調査期日における債権調査結果の発表を留保する運用ですから，管財人は受継の必要はありません。配当事案では，この発表をすることになりますが，その期日において，届出債権全額を認め，異議なく確定すれば訴訟は当然終了になります。異議がある場合で，破産債権者が額等の確定を求める場合には，異議者（管財人）を当該訴訟の相手方として，訴訟手続の受継の申立てをする必要があり（法127条），また，訴訟外での和解による異議の撤回や訴訟の取下げ等の余地も考えられます。以上のことから，開始決定後直ちに受継する必要はないものと思われます。

③　債権者代位訴訟，債権者取消訴訟

管財人が破産債権者または財団債権者（原告側）を受継することができます（法45条2項）。

※１　平成１７年の新法施行後の事例として，この否認の請求を具体的に検討され，裁判所に相談のあった事例がありましたが，これに至る前に管財人と相手方との和解をして解決しました。

※２　破産法では「裁判所」と「破産裁判所」という用語を区別して使用しています。「裁判所」という場合には破産事件が係属している裁判体を意味し，「破産裁判所」という場合には破産事件が係属している裁判体を含む官署としての裁判所を意味します。

第６　財団債権と破産債権について（※１）

１　財団債権について

財団債権とは，破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権です（法2条７項）。債権調査の対象とはならないので，債権届出は求められず，債権確定手続の対象ともなりませんから，その存否・額について争いがある場合は，債権者が管財人を相手として訴訟を提起して支払いを求めることとなります（※２）。

　財団債権の範囲

別紙７をご参照ください。

　財団債権相互の優先関係

破産財団で財団債権全額の弁済が賄えない場合の弁済方法については，法１５２条に規定されています。すなわち，手続費用，管財人報酬や破産財団の管理・換価に関する諸費用が優先し，その他の財団債権（例えば，これに該当する公租公課や労働債権等）については，その額に応じた按分による弁済を行うことになります。詳しくは別紙８をご参照ください。

　支払時期と支払終期

①　支払時期

財団債権は，破産債権に優先して，破産手続によらず随時弁済されることになっています（法2条7項，151条）。しかし，このとおりの弁済をしてしまうと，例えば，破産財団で財団債権全額の弁済が賄えない場合，特に，最優先順位にある管財人報酬程度の財団形成しかできない場合は，その不足を来すことがあります。したがって，実務においては，開始決定時当初から破産財団が潤沢に形成されている場合はともかくとして，そうでない場合は，財団の形成状況が確定してから弁済をすることが多いようです。

②　支払終期

以下の時点において管財人に知れていない財団債権者は破産財団から弁済をうけることができなくなります（逆に，その時までに管財人が財団債権の存在を知ったときにはその弁済をする必要があります。）。

ア　最後配当の場合＝最後配当における配当額の通知を発したとき（法　　　　　　　　　　　　 　203条）

イ　簡易配当の場合＝管財人が簡易配当の通知の到達すべき期間を経過した旨の届出をした後１週間を経過したとき（つまり，配当表に対する異議申出期間を経過したとき）（法205条）

ウ　同意配当の場合＝同意配当の許可があったとき（法208条3項）

２　公租公課について

　財団債権となる範囲

①　破産手続開始前の原因により発生した租税等の請求権で，手続開始当時，納期限が未到来又は納期限から１年を経過していないもの（法148条1項3号）（※３）

②　破産手続開始後の原因により発生した租税等の請求権で，財団の管理，換価及び配当に関する費用に該当するもの（法148条1項2号）（※４）

③　①の延滞税・利子税・延滞金（以下「延滞税等」といい，破産手続開始決定の前に発生すると後に発生するとを問わない。破産手続開始決定の後に発生したものついては，法148条1項4号参照）又は②の延滞税等（法148条1項4号参照）

　優先的破産債権となる範囲

租税等の請求権であって，破産者に対して破産手続開始前の原因に基づいて生じたものは，個別の規定によって財団債権又は劣後的破産債権とされるものを除き，すべて優先的破産債権となります（法98条1項）。

①　破産手続開始前の原因により発生した租税等の請求権で，手続開始当時，納期限から１年を経過したもの（法148条1項3号参照）

②　①に関する延滞税等のうち，破産手続開始前に発生するもの（法98条1項）

　劣後的破産債権となる範囲

①　優先的破産債権である租税等の請求権の破産手続開始決定後の延滞税等（法99条1項1号，97条3号）

②　破産財団に関して破産手続開始決定後の原因に基づいて発生した租税等の請求権で，財団の管理，換価及び配当に関する費用に該当しないもの（法99条1項1号，97条4号）

③　②の延滞税等（法99条1項1号，97条3号）

④　加算税・加算金（法99条1項1号，97条5号）

以上(1)～(3)までをまとめると別紙９のようになります。

３　労働債権について

　財団債権となる範囲

財団債権となる労働債権は，次の２種類です。

①　破産手続開始前３か月間の使用人の給料請求権（法149条1項）

ア　「給料」について

退職金を除き，賃金，給料，手当，賞与等，労働の対価として支払われるものであれば，名目を問わず給料に該当します（労基法11条）。

ａ　各種手当＝扶養家族手当，残業手当，休業手当（労基法26条），労働災害補償（労基法75条以下）等の各種手当についても原則として該当しますが，実費弁償として支払われる出張手当のようなものは除かれます（ただし，労働債権には該当しますから，優先的破産債権にはなります。）。

ｂ　賞与＝労働の対価として支払われるものなので該当します（更生130条参照）

ｃ　解雇予告手当＝この点については見解が分かれます（※５）。

解雇予告手当は，労基法上定められた特別の給付であり，労働の対価ではないと解されているので，「給料」には含まれないとの考え方，労働者の当面の生活の維持という法の趣旨を考慮して財団債権と認めるべきとの考え方です。当庁においても，

法の趣旨や破産手続開始後に解雇された場合との均衡等を考慮して，財団債権として承認することに対して許可をした事例があります。

ｄ　取締役の役員報酬請求権＝原則として該当しませんが（※６），従業員を兼務し，従業員としての賃金も得ている場合には，その部分については給料債権となります。

ｅ　工賃債権＝雇用関係に基づいて生じた債権か，請負契約に基づいて生じた債権かが問題となる事案があります。その仕事に従事している人の数，対価額，収入の安定性，場所的関係，指揮命令関係の有無，継続性，専従・専属性等を総合的に勘案して，実態に即して個別に判断することとなります（※７）。

イ　算定方法

ａ　開始決定との関係

破産手続開始決定日を基準として「３か月間」に発生した給料のうち未払分が財団債権となります。発生時期を問わず「３か月分」ではありませんから，この点にはご留意ください。

ｂ　計算方法

「給料」には，本給のみならず各種手当てが含まれますから，賃金台帳，タイムカード等の資料に基づいて計算をする必要があると思われます。

ｃ　未払給料の日割計算

日割計算の方法の例は別紙１０をご参照ください。

ｄ　賞与についての算定

金額と支給日が決まり，請求権として確定していることを前提として，その支給日が開始決定日前３か月内に到来する場合の未払分が財団債権となります。なお，個々の支給条件については，就業規則等によってご確認ください。

②　破産手続終了前に退職した使用人の退職手当の請求権のうち，退職前３か月間の給料の総額と破産手続開始前３か月間の給料の総額のいずれか多い方の額に相当する金額（法149条2項）

ア　対象

破産「手続終了前」に退職した者で，退職が手続開始の前後を問いません。

イ　財団債権の範囲

退職前３か月間の給料の総額と手続開始前３か月間の給料の総額のいずれか多い額です。この場合の「給料」も賃金，給料，手当，賞与等，労働の対価として支払われるものであれば，名目を問わず該当します（労基法11条）。

　優先的破産債権となる範囲

財団債権に該当しない労働債権はすべて優先的破産債権になります。なお，社内預金について，優先的破産債権か否かが問題となることがありますが，雇用関係に基づいて生じた債権か否かが問題となり，社員が任意に預け入れているものである場合には，優先的破産債権としては認められないとの裁判例があります（※８）。

　労働債権の債権届出の事務処理

①　届出方式

労働債権については，開始決定前３か月間の給料が財団債権とされているほか，これと同額又は退職前３か月間の給料の総額のいずれか多い方に満つるまでの退職金請求権も財団債権とされるため，優先的破産債権となるのは，これを除いた額となりますが，労働者にそのような計算を求めることは，事実上不可能を強いることにもなりかねません。したがって，当庁においては，財団債権部分と優先的破産債権をまとめて記載させ，管財人において財団債権として認める部分については，そのことを理由にして異議を述べていただくという方式をとっています。

②　認否

前述のとおりの届出方式をとっていることから，管財人において財団債権と認める部分については，そのことを理由にして異議を述べていただくことになります。債権届出に際して優先的破産債権であることが明らかにされていなくても，それと認められる場合は，優先的破産債権として処理をしても差し支えありません。

なお，財団債権と認める部分につき異議を述べる場合は，異議の趣旨について無用の誤解を与えることのないよう，例えば「ただし，金○○円については，破産債権よりも有利な性質の財団債権として認める。」等，異議理由について一定の配慮をしていただいているのが実務の運用です。

③　労働債権者に対する情報提供

法８６条は，管財人に対して，労働債権者が破産手続に参加するのに必要な情報を提供するよう努力する義務について規定しています。これは，労働債権者がその届出をするために必要な賃金台帳等の資料（情報）の多くは破産者側に存在し，労働債権者側に十分確保されていないため，その権利行使に困難を伴う場合も少なくなく，このような事情の下，破産手続の公正さを確保し，円滑な手続進行を図る観点から，破産者側の資料等を引き継ぐ立場にある管財人に労働債権者が破産手続に参加するのに必要な情報を提供するように努めるべきとの趣旨と言われています。このような趣旨に配慮をしていただき，開始決定後に管財人主催の説明会を開く，労働債権額を個別に通知する等，多くの事案において，事案に即した適切な対応をしていただいているところです。また，開始決定後の財産管理に緊急性を要するにもかかわらず，労働債権者が多数の事案において，労働債権者からの問い合わせは申立代理人事務所が担当する等，個別の事案によっては，申立代理人と協働して対応していただいている事例も見受けられます。

※１　この点についての詳細は，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）Ｐ4～をご参照ください。

※２　租税等の請求権については，財団債権であるか破産債権であるかにかかわらず，債権確定手続の対象となりません（ただし，破産債権である租税等の請求権については，届出がなされ，破産債権者表を作成するという限度で破産債権の調査に関する規定が適用されます（法114条・115条・134条1項））。管財人がその存否等に対して異議を述べる場合は，審査請求，訴訟その他破産者が行使し得る租税等に対する不服申立方法により確定させるしかありません（法134条2項）。

※３　本条の納期限とは，法定納期限ではなく具体的納期限であるとされています。なお，この点については，「破産管財手続の運用と書式」Ｐ181～に詳述されています。

※４　典型的なのは，破産手続開始決定後に１月１日が到来し，その時点で，管財人がその資産を換価又は破産財団から放棄しておらず，保有し続けている場合です。なお，破産財団で財団債権全額の弁済が賄えない場合，管財人の報酬等を除き，他の財団債権に優先することとなります（法148条1項2号，152条）のでご留意ください。

※５　「破産管財手続の運用と書式」Ｐ197をご参照ください。

※６　この場合，「使用人の給料」でも「雇用契約に基づいて生じた債権」でもないため，そもそも「労働債権」に該当しません。従って，破産債権上の優先性も認められません。

※７　参考になると思われる裁判例は以下のとおりです。

名古屋高裁金沢支部判昭61.7.28　判タ620号207頁・倒産判例百選第三版273頁，最判平8.11.28　判時1589号136頁

※８　東京高判昭62.10.27　判タ671号218頁

第７　債権調査について

１　一般論

　債権届出留保型事案

開始決定時において配当見込みがないことが明らかな事案については，債権届出期間及び債権調査期日の指定を留保する運用です。時効中断等の関係で，債権届出をしてくる債権者がいますが，このような事案であっても債権調査の必要はありません。

なお，開始決定後破産財団の増殖により配当の見込みがあることが判明した場合には，裁判所が債権届出期間及び債権調査期日を指定することになります。

　配当が見込まれない事案

配当が見込まれず，異時廃止で終了する事案については，提出された債権届出書について債権調査はしていただきますが，債権調査期日は延期し，債権調査の結果の発表を留保したまま手続を終了させる運用です。したがって，債権調査の結果を記載した債権認否一覧表の提出は不要ですし，個別の債権者に対する異議通知も不要です（※１）。

なお，このような事案については，第１回債権者集会までに換価業務が終了して，異時廃止決定がなされるのが通常ですが，換価業務未了等の理由により集会の続行をする必要がある場合は，債権調査期日もそれに合わせて延期する運用です。

　公租公課のみの配当にとどまる事案

配当の対象が優先的破産債権である公租公課のみにとどまる事案については，債権調査期日を開かず，債権調査の結果の発表を留保したまま手続を終了させる運用です（※２）。この場合であっても，配当手続をして公租公課の支払いをする場合には，破産債権者表の作成は必要ですから（法134条1項，115条），公租公課一覧表（書式１４－２）及び配当表を提出してください（※３）。

　配当可能事案

①　債権調査

一般的には，債権届出書に添付された証拠書類，破産者又は破産者代表者からの説明，破産者側の所持している帳簿等の資料などに基づいて債権調査を行っていただいています。証拠書類の追加提出や届出書の訂正があれば，届出債権に異議を述べる必要のない場合には，事前に当該債権者に連絡をとり，その処理をさせたうえで債権認否の作業を行うと認否後の異議通知・異議撤回等の作業の繁雑さや，無用な破産債権査定申立てを防ぐためにも有用であると思われます。

②　債権調査結果発表時期

原則として換価が（ほぼ）終了し，配当準備に入ろうとする段階の期日において，債権認否一覧表（書式１４－１）に基づいて調査結果の発表をしていただきます（後倒し方式）（※４）。優先的破産債権に当たる公租公課については，債権認否一覧表は，届出金額，優先債権の表示を記載するのみで，認否欄の記載は不要です（法134条1項参照）。

③　届出債権に対して異議がある場合

証拠書類の追加提出や届出書の訂正があれば届出債権に異議を述べる必要のない場合には，事前に当該債権者に連絡をとり，その処理をさせたうえで債権認否の作業を行った方が，その後の事務手続の煩雑さが省け，事務処理がスムーズに進められるようです。このような過程を経てもなお届出債権の全部又は一部を認めず，債権調査期日において異議を述べる予定の場合は，債権調査期日前に，管財人から当該届出債権者に対して適宜の方法（ＦＡＸ，郵便等）で事前に異議額，異議理由を記載した通知書（書式１２－１）による通知をお願いします（規則43条4項）（※５）。

④　届出債権に対する異議を撤回する場合

債権調査期日で届出債権を認めた場合は，後日異議を述べることができません。これに対し，届出債権に対して異議を述べた場合は，除斥期間満了までの間は，いつでもその撤回ができます。原則として届出債権に対する調査結果の発表は換価後配当手続直前の債権調査期日で行いますから，基本的には同期日終了後に異議の撤回をする場面は多くはないと思われますが，仮にあった場合は，適宜の方法で当該債権者対して通知をお願いします（書式１２－２）。また，異議撤回の事実は，債権調査後の債権額等変更一覧表（書式１７）によって，裁判所に対しても報告をしてください（規則38条）。

※１　債権認否留保の扱いの運用は，そもそも債権調査は配当のために行うものであり，配当がない場合には債権調査の結果発表は不要であるとの考え方に基づくものです。ただし，債権者集会において，債権者から負債総額や債権調査の結果についての質問がある場合がままあります（特に，債権者が金融機関以外の場合）。このような質問に対しては，口頭で答えていただく場合もありますから，これに対応するためにも，特に集会当日に出席が見込まれる債権者については，債権調査のご準備をお願いします。

※２　公租公課については，債権届出や債権調査の規定が適用除外されており（法134条1項），それ以外の届出債権については，前記※１の理由により債権調査の結果発表は不要であるとの考えによります。

※３　財団債権および優先的破産債権である公租公課のみ支払いができる場合には，財団債権の支払後，配当手続によらず，裁判所に優先的破産債権である公租公課の支払許可申請を提出し，許可後に支払い等の手続をとっていただくより簡易な方法によることも可能です。この場合にはこの債権認否一覧表の準備も不要です。この点についての詳細は，平成18年10月18日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）をご参照ください。

※４　この点についての詳細は，平成17年12月27日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）をご参照ください。原則に対する「例外」の場合とは，管財人において異議を述べる予定の債権について，その債権者からの破産債権査定の申立てが想定される場合が典型例です。

※５　規則上は債権調査期日における調査結果発表後に通知を行うことを想定しているようですが，債権調査の過程で破産債権者との間で交渉等を行っていることが多く，債権調査期日における債権者の出欠の確認の煩雑なこと，一般的には異議通知書は債権認否一覧表を作成する際に併せて作成した方が便利であること等から，多くの事案において調査期日前に異議通知を行っていただいています。ただし，債権調査期日に他の届出破産債権者や破産者から異議があった場合の通知は，調査期日後裁判所が行います（規則43条5項）。

２　債権認否（※１）

　手形債権

　手形要件確認

手形債権については，その所持を確認してください。また，手形面の形式的記載事項，裏書連続，白地補充の有無等の確認もお願いします。

　中間利息の控除

破産手続開始後から１年以上経過後に支払期日が到来する債権は，破産手続開始後支払期日までの間の中間利息は劣後的破産債権となります（法99条1項2号）。なお，この場合，届出債権者に予め控除させる必要はなく，管財人による調査の段階で該当部分を劣後的破産債権として認否をしていただければ足ります。

　原因債権との関係

手形要件不備等の理由により，手形債権としての届出に異議を述べた場合，法律上手形債権と原因債権は別個のものですから，届出債権を原因債権に訂正することはできません（新たな届出が必要です。）。しかし，管財人が債権調査期日で債権調査の結果の発表を行う前に債権者から訂正の申出があった場合には，それを認めることは差し支えないと思われます。

また，手形債権と原因債権の双方が重複して届出されることもありますが，この場合，一方の取下げを勧告し，これに応じない場合は，原因債権について全額異議を述べてください。

　別除権付債権

①　別除権付債権該当性

破産債権が別除権付債権となるのは，①破産財団に属する物件に担保権が設定されている場合で，かつ②その被担保債権が破産債権である場合に限られます（※２）。従って，破産財団に属する物件に付された担保権であっても，被担保債権の債務者が破産者でない場合や，第三者所有物件に破産者のために担保権が設定されている場合は，当該債権は別除権付債権にはなりませんからご注意ください。特に，会社とその代表者の関係においては，連帯保証と物上保証の双方を行っている場合が多いので，不動産登記簿を確認するなどの注意が必要であると思われます。

別除権の典型例は，抵当権等の典型担保ですが，これ以外にも仮登記担保，譲渡担保，所有権留保等の非典型担保のほか，ファイナンスリースもこれに含まれます。

②　認否の仕方【麻生支部を除く】

　　　　 ア　「予定不足額」（議決権が行使できる債権額）の認否について

　別除権者は，その別除権の行使によって弁済を受けることができない債権額（不足額）についてのみ，破産債権者としての権利を行使することができます（法108条1項本文）。ここでいう「不足額」は，担保権が実行されるなどして，はじめて確定するものです。

　したがって，別除権者である破産債権者が，債権者集会における議決権を行使するためには，「債権額」のほか，「別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる額（予定不足額）」を届け出て（法111条2項)，破産管財人から「予定不足額」として認められる必要があります。ところで，破産法の改正により，債権者集会の決議事項は非常に限定されたものとなっています。そのため，議決権を確定するために「予定不足額」を認否する必要性は乏しいことから，「予定不足額」の認否は原則として留保して差し支えありません。また，債権届出書に「予定不足額」の記載がなくとも，届出を促す必要はありません（「予定不足額」の記載がなくても，除斥期間までに不足額が確定した場合には，確定不足額が配当の基準となります。後記ウ参照）。

イ　債権認否（債権の存在が認められる額）について

　別除権者が「別除権の目的である財産」等（法111条2項）を記載せずに，単純に破産債権として届け出た場合でも，管財人の調査で，別除榛の存在が認められる場合には，別除権付き破産債権の届出として処理して差し支えありません。

　別除権付き破産債権として扱われるのは，破産者が債務者兼所有者の場合であり，破産者以外の者が物上保証人である場合を含みません。

　破産者が連帯保証人兼物上保証人の場合には，議論があるところですが，被担保債権が保証債務でない以上，当該保証債務は別除権付き債権には該当しないとの見解をとると，破産手続開始時に現存する債権の全額が破産債権となりますので，注意を要します。

　また，マンションに係る開始前の滞納管理費等の債権は，別除権（建物の区分所有等に関する法律７条による特別の先取特権）付きの債権ですから，注意してください。

　ウ　配当に加えるべき債権の額について

　別除権付き破産債権で債権認否一覧表の「認める債権額」の欄に計上するのは，管財人の調査で債権の存在が認められる額であり，直ちに配当の基準となる額となるわけではありません。別除権者が配当を受けるためには，「不足額」を疎明（中間配当の場合。法210条1項）ないし証明（最後配当及び簡易配当の場合。法198条3項，205条）しなければなりません。したがって，別除権付き破産債権については，原則として，不足額が確定しない限り，配当の対象になりません（ただし，根抵当権の場合は，破産債権のうち極度額を超える部分については，証明を要せずに配当の対象となります。法196条3項，198条4項参照）。

②　別除権者に対する配当が可能な場合

　別除権者に対する配当が可能なのは，従前は，原則として，別除権者が，①別除権を放棄した場合（法108条1項ただし書），②当該不動産の任意売却（別除権の目的を受け戻した場合）又は別除権の実行（競売による売却）によって，不足額を疎明（法210条1項）又は証明（法198条3項，205条）することができた場合に限られていました。

　新法では，③担保権消滅許可に基づき金銭が納付された場合についても，担保権が消滅する（法190条4項）ことから，配当が可能になります。

　また，不動産に根抵当権が設定され，破産債権のうち極度額を超える部分が存在する場合，極度額を超える部分については，不足額の証明を要することなく，配当が可能になりました（法196条3項，198条4項参照）。

　このほか，⑤破産手続開始後に，管財人と別除権者の合意により，被担保債権額を減額し，破産債権のうち被担保債権の額を超える部分については，担保される債権の一部が破産手続開始後に担保されないこととなった場合に該当するものとして，配当することが可能になりました（法108条1項ただし書参照）。

　届出債権者がすべて別除権者であり，いずれも不足額の証明ができない場合は，残余金は，原則として破産者に返還せざるを得ないことになります。なお，このような不合理な事態を回避するため，破産終結後に債権者に破産者の残余金返還請求権を差し押さえてもらう手順を整え，又は別除権者に対して任意の弁済をする旨の事実上の約束をしてもらった上で，申立代理人あるいは破産者に交付するなどの便法も考えられます。実際の処理については裁判所に相談してください。

　複数債務者に対する破産債権

①　全部義務者が破産した場合

連帯債務者，連帯保証債務者等の複数の全部義務者のうち全員又は数人が破産した場合（例えば，主債務者である会社とその保証人である代表者の破産というのが典型例です。），債権者は，開始決定時の債権額全額を各債務者に対して権利行使できます（法104条1項，105条）。

②　具体的扱い

ア　開始決定前の一部弁済等

開始決定時に現存する債権額が破産債権になりますから，債権者が開始決定前に他の全部義務者から一部弁済等を受けた場合は，これらの弁済額等を控除した残額が破産債権となり，債権者は，この全額を複数の全部義務者の各破産財団に対して権利行使することができます。

イ　開始決定後の弁済等

ａ　他の全部義務者からの一部弁済等

開始決定時に現存する債権額が破産債権となるので，債権者が他の全部義務者から一部弁済を受けたり，他の債務者の破産手続で配当を受けたとしても，破産債権全額が消滅しない以上，破産債権額（配当基準額）には影響を及ぼしません（法104条2項）。したがって，この場合，債権者は，開始決定時に有していた債権額全額について，破産債権者として行使ができることになります（※３）。

この場合，一部弁済をした他の全部義務者は，その求償権について破産債権者として権利行使することはできません（法104条4項）から，一部弁済をした他の全部義務者からの届出には異議を述べることになります。ただし，一部代位弁済後，保証人と債権者の連名での債権承継届出（書式３１）がなされたときは，当事者の順位を同順位とする合意があったと解され，債権の一部承継を認めている事例が圧倒的多数のようです。

ｂ　他の全部義務者からの全部弁済等

債権者が債権額全額の弁済等を受けた場合は，その弁済をした全部義務者は，その求償権の範囲内において，債権者が有していた権利を破産債権者として行使できるので（法104条4項），名義変更手続をとったうえで，配当に加えることになります。

ｃ　物上保証人の求償権

前記ａ，ｂは物上保証人の求償権にも準用され（法104条5項），全部義務者の場合と同様の扱いをすることとなります。

ｄ　第三者からの弁済等

全部履行義務者でない第三者から弁済があった場合，法１０４条２項の適用はなく，破産債権は弁済額分減少することになります。

ウ　事前求償権

全部履行義務者の事前求償権の届出も可能です（法104条3項本文）。ただし，主たる債権者が債権届出をしている場合には，保証人は手続参加できないので（法104条3項但書き），主たる債権者と保証人の双方が届出をした場合には，保証人の将来の求償権について異議を述べることになります（※４）。

エ　債権認否上の工夫例

破産会社代表者が会社の債務のために，自己所有の不動産を担保に供している等，破産者が保証人兼物上保証人の事例において，管財人が物上保証の目的となっている担保物件を任意売却することがあります。このような場合，売却代金から別除権の受戻代金が支払われることを考慮して，他の破産債権者に対する配当原資を確保する趣旨から，管財人が届出債権者に対して，届出債権の一部（受戻代金分）の取下げを依頼する場合があります。しかし，債権調査期日において債権調査の結果発表（債権認否）後に債権者側からの任意の取下げがない場合，開始決定時に現存する債権額を破産債権として行使できるため，前記趣旨が果たせないことになりますし，債権者側の取下げの事務手続のために相当期間を要する場合には，それだけのために手続全体が遅延してしまう恐れもあります。そこでこのような事例においては，事前に届出債権者に事情を説明し，その了解をとったうえで（そうでない場合，破産債権査定の申立ての可能性があります。），届出債権全額に対して異議を述べた上，任意売却後に受戻代金分を控除して異議を撤回する，あるいは，債権者に対して受戻代金分の取下げをさせたうえで，残額につき異議を撤回するなど，債権認否上での工夫例が見受けられます。また，この他に全部履行義務を負う者の相殺が想定される場合，全部履行義務を負わない第三者からの弁済等により開始決定時の債権額が減少する可能性がある場合においても，前記のような認否の工夫例が見受けられます。

　労働債権

①　優先的破産債権に該当する労働債権

財団債権に該当しない労働債権はすべて優先的破産債権になります（※５）。

②　労働債権の債権届出と認否

ア　届出方式

労働債権については，開始決定前３か月間の給料が財団債権とされているほか，これと同額又は退職前３か月間の給料の総額のいずれか多い方に満つるまでの退職金請求権も財団債権とされるため，優先的破産債権となるのは，これを除いた額となりますが，労働者にそのような計算を求めることは，事実上不可能を強いることにもなりかねません。したがって，当庁においては，財団債権部分と優先的破産債権をまとめて記載させ，管財人において財団債権と認める部分については，そのことを理由にして異議を述べていただくという方式をとっています。

イ　認否

前述のとおりの届出方式をとっていることから，管財人において財団債権と認める部分については，そのことを理由にして異議を述べていただくことになります。債権届出に際して優先的破産債権であることが明らかにされていなくても，それと認められる場合は，優先的破産債権として認否をして差し支えありません。

なお，財団債権と認める部分につき異議を述べる場合は，異議の趣旨について無用の誤解を与えることのないよう，例えば「ただし，金○○円については，破産債権よりも有利な性質の財団債権として認める。」等，異議理由について一定の配慮をしていただいているのが実務の運用です。

　公共料金等

①　下水道料金

地方税の滞納処分の例により徴収できる請求権に当たります（地方自治法231条の3Ⅲ，附則6条3号，下水道法20条）。開始決定当時，納期限未到来のもの又は納期限から１年を経過していないものは財団債権となり，それ以外のものは優先的破産債権（公課）に該当します。債権認否一覧表作成に当たっては，届出金額，優先債権の表示を記載するのみで，認否欄の記載は不要です（書式１４－２）（法134条1項参照）。

②　上水道・電気・ガス

ア　破産者が自然人の場合

手続申立後，開始決定前までに供給された使用料債権（一定期間ごとに債権額の算定すべき継続的給付については，申立日の属する期間内の給付に係る債権を含みます（例えば，月払いであれば１か月分すべて））は，財団債権になります（法55条2項）。これを除き開始決定前６か月間の供給部分にかかる使用料債権は，一般先取特権の対象として，優先的破産債権となり（法98条1項，民306条4号，310条），これら以外のものは一般破産債権になります。なお，破産債権に当たる届出債権に対しては認否が必要です。

イ　破産者が法人の場合

手続申立後，開始決定前までに供給された使用料債権（一定期間ごとに債権額の算定すべき継続的給付については，申立日の属する期間内の給付に係る債権を含みます（例えば，月払いであれば１か月分すべて））は，財団債権になります（法55条2項）。しかし，破産者が法人の場合，民法３１０条の「債務者」に法人は含まれないと解されているため，前記以外の他の期間の使用料債権は一般先取特権の対象とはならず，前記財団債権に当たる部分を除く開始決定前の供給部分にかかる使用料債権はすべて一般破産債権になります。

ウ　破産手続開始決定後の使用料債権

破産財団の管理，換価及び配当に関する費用の請求権に該当するものは財団債権になります（法148条1項2号）が，これに該当しないものは破産財団に対して請求することはできません。したがって，自然人破産の場合には，この分は破産者が個人で負担することとなります。

　養育費請求権

既発生の養育費請求権は，一般破産債権として取り扱われます。非免責債権には当たりますが（法253条1項4号）優先性はありません。例えば，調停調書等で将来の支払が義務づけられている場合も，将来分は既に発生しており，単に履行期が到来していないだけと考えられるので，破産債権と扱います。一方，開始決定時に未発生であったものは，開始決定前の原因に基づく請求権とはいえないので，破産債権とはなりません。

※１　個別の債権認否については，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P9～をご参照ください。

※２　該当する典型例は，破産者が債務者兼所有者の場合です。また，破産者の自由財産上に担保権を有する者（例えば，破産財団から放棄した不動産に抵当権を設定している債権者）は，準別除権者として扱われます（法108条2項）。

※３　開始決定後に全部履行義務者が相殺した場合でも，開始決定前に相殺適状にあったときは，相殺による債権消滅の効果は相殺適状時である開始決定前に遡及するので（民506条2項），破産債権額はその分だけ減少することになります。

※４　将来求償権は，債権調査において異議なく確定しても，直ちに配当加入資格を取得するわけではなく，最後配当の除斥期間経過までに代位弁済をしない場合には，配当から除斥されます（法198条2項）。

※５　労働債権については，開始決定前３か月間の給料が財団債権とされているほか，これと同額又は退職前３か月間の給料の総額のいずれか多い方に満つるまでの退職金請求権も財団債権とされています（法149条）。

３　戦略的異議（※１）

破産債権の存在自体を否定するわけではないものの，債権者間の公平を図るために管財人が異議を述べる事例があり，このような異議は一般的に戦略的異議と呼ばれています。以下のような事例の場合に有用であると思われますが，届出債権者に対して十分な説明をしないまま行いますと，破産債権査定の申立てによる答弁のためにかえって事務負担が増加することも考えられます（※２）ので，その適否の判断および債権者に対する事前説明については慎重にご検討ください。

　否認対象行為があるとき（※３）

　相殺可能な届出債権に対する対応

債権者が破産財団に対して開始決定前に生じた債務を負担する関係にあり，法的に両者の相殺が可能であるにもかかわらず，当該債権者が相殺をせずに債権届出をしてきた場合，相殺予定額に対して異議を述べることになります。実務上よく見受けられる例としては，銀行の預金債権，信用組合の出資金返還債権の対応です（※４）。

　破産債権者が破産者以外の者から物上保証を有している場合

配当手続実施前に破産債権額が減少する可能性のあるケースでは，他の破産債権者に対する配当原資を確保する趣旨等の理由から，異議を述べるのが相当な事案もあります。

　破産法人に対して特別の関係を有する者の届出債権

破産法人の代表者などの旧経営陣等，破産法人と特別の関係を有する者からの届出債権に対しては，取下げ勧告をし，これに応じなければ，信義則ないし権利濫用の法理（民1条2項・3項）に照らし，異議を述べることも考えられます。

※１　この点については，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P16～をご参照ください。なお，債権調査期日における債権調査の結果発表については，原則として，換価が（ほぼ）終了し，配当手続に入ろうとする最終段階の期日において行う，いわゆる「後倒し方式」を採用しているため，多くの事例においては，それ以前の債権者と管財人との事前交渉・調整によって問題が解決し，この戦略的異議を行わなければならない事例も限られているようです。

※２　異議を述べられた債権者は，一般調査期日から１か月の不変期間内に破産債権査定申立てをしない限り異議を述べられた債権の存在を主張し得なくなりました（法125条2項）から，債権者の対応としては，管財人と交渉・調整をする一方で，「とりあえず」査定の申立てをするという可能性があると思われます。

※３　この点については，「破産・民事再生の実務（下）」P17～に詳述されています。

※４　債権者において相殺権の行使が可能であるにもかかわらず，その態度を明らかにしないため，管財人の事務に支障を来し，このことが破産手続全体の遅延の原因となる事例もあります。このような場合の対応としては，この戦略的異議に加え，管財人が相殺権者に対して催告する制度（法73条）の検討も考えられます。また，届出債権に対して異議を述べなかった場合で，債権者が任意の取下げをしない場合であっても，管財人が届出書（書式１７）を作成し，届出事項の変更を行う（規33条3項）ことによって対応することも考えられます（ただし，この届出に際しては，証拠書類の添付が必要となります。）。

４　暫定的異議

債権調査期日直前になって届出がされたために，これに対する認否を検討する時間的余裕がなく，調査未了を理由として異議を述べる場合，債権調査を早期に実施する目的で，疎明資料が不備な債権や，債権の存否について心証がとれない場合に暫定的に異議を述べる場合を一般的に暫定的異議と呼んでいます。このように「とりあえず」異議を述べた後，その後の調査で届出債権に対して心証がとれた段階で異議を撤回することになります。これは１度の調査期日ですべての届出債権についての認否を終了させることができるという点で従前多用されてきましたが，法125条2項により，異議を述べられた債権者は，一般調査期日から１か月の不変期間内に破産債権査定申立てをしない限り異議を述べられた債権の存在を主張し得なくなったため，暫定的異議を述べた場合，後に異議を撤回した際の「異議撤回通知」の事務処理ばかりでなく，査定申立ての対応による管財事務の負担増加が考えられます。したがって，債権認否に当たっては，届出債権者と連絡を取り合うなどして十分に調整を行い，暫定的異議による債権認否はできるだけ避けるようご留意ください。

５　債権者一覧表に記載のない新たな債権者が判明した場合

破産者宛郵便の管財人事務所への転送の結果，債権者一覧表に記載のない新たな債権者が判明する場合がままあります。この場合，その旨を裁判所宛ファクシミリで通知してください（債権者宛の通知は裁判所が行います。）。なお，その際の書式は，適宜のもので結構です。

６　新たな債権届出等の処理（※１）

　債権調査期日直前に新たな債権者が判明した場合

債権調査結果の発表は，原則として，換価終了後配当直前の調査期日に一度に一括して行う運用です。しかし，この期日直前に新たな債権者が判明した場合には，必要に応じて債権調査期日を続行（延期）することがありますので，進行については，事前に裁判所と打合せをお願いします。

　債権調査期日終了後，除斥期間経過前に新たな債権届出がされた場合

債権調査結果の発表は，換価終了後配当直前の調査期日に一度に一括して行い，その認否が終了した時点で一般債権調査期日は終了します。一般債権調査期日の終了までに，債権届出がなされなかった場合には，その提出ができなかったことについて当該債権者の責めに帰することができない事由がある場合を除き，債権届出ができないこととされています（法112条1項）。したがって，管財人としては，一般債権調査期日終了後の届出に対しては，債権者にその届出の取下を促していただくことになります。届出債権者が自らの責めに帰することができない事由の主張をし，管財人による取下の促しに応じない場合は，その対処について検討・相談をさせていただきますので，裁判所にご一報ください（※２）。

※１　この点については，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P18～をご参照ください。

※２　ちなみに「特別調査期日」等を開く場合の予納金は，届出ごとに２万円＋通知用郵便切手（８０円×届出破産債権者数）です。届出取下を促すに当たってこの事を説明し，費用対効果を材料として説得することも一つの方法であると思われます。

７　債権等の変動に対する対応

　債権調査結果発表前

債権調査の結果発表前に届出債権について変動が生じた場合は，変動後の内容に基づいて債権認否一覧表（書式１４－１）を作成し，認否をしてください。例えば，届出債権の取下があった場合は，その債権の届出番号は，欠番として扱います。届出金額の一部取下の場合，届出債権額欄に取下後の金額のみを記載すれば足ります。また，代位弁済等による債権の承継が生じた場合には，承継後の新債権者を旧債権者の届出番号欄に記載してください（この場合，債権者名欄に旧債権者をカッコ書きで記載する等してください。）。なお，債権の一部承継の場合には，債権者番号欄に枝番号を付して区別をしてください。

　債権調査結果発表後（※１）

原則として債権調査（認否）は換価終了後配当直前に行いますから，基本的には債権調査期日終了後の債権等の変動は発生しないと思われますが，仮に生じた場合は，その事実を債権調査後の債権額等変更一覧表（書式１７）によって，裁判所に対して報告をお願いします。個別の対応としては，以下のことが考えられます。

①　配当表に対する異議申立期間経過前（配当額通知前）の変更

代位弁済，債権譲渡，相続，合併等によって債権者が変更した場合，管財人に対する実体法上の対抗要件を備えた上で（ただし，相続の場合は対抗問題になりません。），新旧債権者連名で，証拠書類を添付した「破産債権名義変更届出書」（書式３１）を裁判所に提出してもらいます（裁判所から管財人に交付します。）（法113条1項，規35条）。

②　配当表に対する異議申立期間経過後（配当額通知後）の変更

この場合，配当表記載の各債権者において具体的配当請求権を取得しますが，新旧債権者の連名の名義変更届出書及び送金先の変更依頼書の提出によって，事実上の対応をお願いします。

※１　この点については，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P18をご参照ください。

８　破産債権の確定手続

　破産債権査定手続（※１）

債権調査において管財人又は債権者が金額又は優先性について異議を述べた破産債権については，当該期日の末日（※２）から１か月の不変期間内に，裁判所に対して破産債権査定の申立てを行わない限り，当該債権は配当から除斥されます（法125条）。

査定申立てに対しては，原則として書面審尋によって審理を行いますので，その申立てがあった場合には，おおよそ１週間以内にこれに対する答弁書を提出してください（※３）。

　破産債権査定異議の訴え

破産債権査定決定に不服がある場合は，決定の送達を受けた日から１か月の不変期間内に，異議の訴えを提起することができます（法126条1項）（※４）。

※１　この点については，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P18をご参照ください。

※２　破産債権査定申立てに関する不変期間の起算日については，管財人が「認めない」旨の認否をした債権調査期日又は他の破産債権者が異議を述べた債権調査期日とする運用です。この点の詳細は，平成17年12月27日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）P3をご参照ください。

※３　この点の具体的対応例については，「破産管財手続の運用と書式」Ｐ248～に詳述されています。

※４　この手続における参考書式については，「新破産法の理論・実務と書式［事業者破産編］」ｐ２６７～に詳述されています。

第８　財産状況報告集会にむけて

当庁では，大規模事件で，債権者数やその所在地等の関係で，裁判所のみならず外部の施設を利用しても集会の開催が困難であるか，債権者の出席が困難な場合等，例外的な事案を除き，原則として財産状況報告集会を開催し，これと同時に管財人の任務終了計算報告集会（法88条3項，4項）及び破産手続廃止に関する意見聴取集会（法217条1項）を指定し，その後破産手続が終了するまで，これらの期日を続行（延期）する運用としています。以下，主に第１回の財産状況報告集会に向けた準備について記述します。

１　標準スケジュール【下妻支部，龍ケ崎支部，麻生支部を除く】

概略については，別紙１１をご参照ください。

　開始決定～裁判官面談期日（標準１か月～１か月半）

開始決定後おおよそ１か月ないし１か月半後に，事件進行の見通し，問題点等を協議するための「裁判官面談」を行います。この面談日までに，破産財団の把握ができるように，開始決定後の引継ぎ・調査等の業務をお願いします。

　裁判官面談期日

この期日では，主に判明している破産財団，その換価状況や見通し等，管財事務進行の進行状況についてご報告いただくとともに，懸案事項，問題点等についての協議，事件進行スケジュールについての打合せをしていただくことを想定しています。この期日にご提出をお願いしているのは，一覧性のある財産目録（書式７－１）です。これに財産の評価額を記入した上，換価状況を逐次反映させ，残務状況を明らかにしてください。

この面談日は，第１回財産状況報告集会前の１回を予定していますが，大規模事案，困難事案等，個別事案によっては複数回，また，第１回財産状況報告集会後においても定期的に設ける場合があります。

　裁判官面談期日～集会１週間前（標準１か月～１か月半）

換価等の管財業務を進めるとともに，集会に向けたご準備をお願いします。

①　集会に関する打合せ【集会１週間前に提出】

原則として，集会打合せメモ（書式１０）を集会１週間前（※１）にＦＡＸ等でご提出ください。これに基づいて，進行等について打合せをさせていただきます。

②　集会用の資料案の準備【集会１週間前に提出】

事案ごとに該当する以下の資料の案を集会１週間前にＦＡＸ等でご提出ください。

ア　個人事件について

ａ　財産目録（書式７－１）・収支計算書（書式１３）

ｂ　業務要点報告書（書式６）

ｃ　債権認否一覧表（書式１４－１）（債権調査の結果発表留保（事案）の場合は不要です。）

ｄ　免責に関する調査報告書（書式１５）

ｅ　管財人通帳の写し

イ　法人事件について

ａ　財産目録（書式７－１）・収支計算書（書式１３）

ｂ　破産貸借対照表（書式７－２）（財団に属する財産の総額が1000万円未満の事案では不要です（法153条3項，規52条））

ｃ　業務要点報告書（書式６）

ｄ　債権認否一覧表（書式１４－１）（債権調査の結果発表留保（事案）の場合は不要です。）

ｅ　管財人通帳の写し

ウ　換価が終了している場合（自然人・法人事件共通）

上記ア又はイ記載の書面のほか，報酬決定の上申書

③　集会用資料の準備【集会当日までに】

前記②の案について裁判所から指摘があった点を再検討したり，報酬決定額等を考慮した上で，集会用資料（前記②の資料の決定版）を作成してください。

　集会当日（開始決定から標準２か月半～３か月）

前記③の資料を裁判所用及び破産者（代理人）用各１通ご用意ください。このほかに，出席債権者用として，出席見込数の「財産目録・収支計算書」「破産貸借対照表」「債権認否一覧表」のご用意もお願いします。

※１　事前に事件の進行状況等を把握して円滑に集会を進行させるためのほか，事案内容や進行状況によっては，裁判所から管財人に対し，集会前に調整がつけられる点につき処理・調整をお願いすることがままあります。手続全体をできるだけ迅速・円滑に進行させるため，この「１週間前」提出にご協力ください。

２　進行等に関する裁判官面談

　準備

開始決定後おおよそ１か月ないし１か月半後に，事件進行の見通し，問題点等を協議するための「裁判官面談」を行います。この期日では，主に判明している破産財団，その換価状況や見通し等，管財事務進行の進行状況についてご報告いただくとともに，懸案事項，問題点等についての協議，事件進行スケジュールについての打合せをしていただくことを想定しています。この報告，協議等に備えて，開始決定後の引継ぎ・調査等を速やかに行い，破産財団の把握・換価，問題点の把握・対処ができるようお願いします。

　提出書類

ご提出をお願いしているのは，一覧性のある財産目録（書式７－１）のみです。これに財産の評価額を記入した上，換価状況を逐次反映させ，残務状況を明らかにして，面談当日にお持ちください。

　実施回数

この面談日は，第１回財産状況報告集会前の１回を予定していますが，大規模事案，困難事案等，個別事案によっては複数回，また，第１回財産状況報告集会後においても定期的に設ける場合があります。

３　集会に向けての事前準備

　進行の見極め－異時廃止事案か配当可能事案か－

①　見極めの目安

破産財団，労働債権・公租公課等の財団債権,優先的破産債権たる公租公課の状況をもとに配当の可否についてご検討ください（※１）。なお，破産財団の状況が４０万円以下の場合は，財団から事務費等を控除した額を管財人報酬として異時廃止で終了する事例が多いので，この点も１つの目安になると思われます。

②　異時廃止事案の場合

換価等を終え，管財業務が終了している場合は，第１回（次回以降）集会が管財人の任務終了計算報告集会（法88条3項，4項）及び破産手続廃止に関する意見聴取集会（法217条1項）を兼ねることになりますから，集会前に報酬決定の上申書を提出し，報酬決定後にこれを織り込んだ収支計算書（書式１３）をご準備ください。

③　配当事案の場合

換価が終了している場合は，債権調査期日において債権調査結果の発表を行っていただきますので，債権認否一覧表（書式１４－１）をご準備ください。

　書面の準備（※２）

集会時には，前記１②の書面を裁判所用および破産者（代理人）用各１通をご用意ください。このほかに，出席債権者用として，出席見込数の「財産目録・収支計算書」「破産貸借対照表」「債権認否一覧表」のご用意もお願いします。

続行集会時（但し，当該期日において債権調査結果を発表しない場合）には，「財産目録・収支計算書」（書式７－１，１３）のみをご提出ください。

これらの書面に反映されていない点（例えば，破産に至る原因，管財人の行った管財業務，財団の状況に関する事項，破産申立書及び陳述書等に誤りがないか，管財人として付け加えるべき点等が考えられます。）については，集会時に事案や出席債権者に応じて，適宜口頭で報告していただく運用です。

　個別の書面について（※３）

①　財産目録（書式７－１）

ア　自由財産拡張によって換価しない財産等

財産目録に計上した上で，同目録の備考欄に「自由財産拡張」等の記載をお願いします。

イ　放棄予定の財産等

財産目録の備考欄などにその旨の記載をお願いします。

②　収支計算書（書式１３）

ア　期日続行の必要がない場合

財産状況報告集会と併せて，任務終了計算報告集会を開催しますから，収支の差がないようにご準備ください。異時廃止の場合，口座解約時の預金利息が発生する場合がありますが，これは事務手続費用として処理をしてください。

イ　期日続行が必要な場合

当該期日までに判明している限りで記載してください。

③　報告書（書式６）

該当箇所にチェックをしてください。特に報告事項があり，集会時の口頭報告によるのでは相当でない場合は，別紙を利用するなどして補充記載をお願いします。

④　債権認否一覧表（書式１４－１）

配当が見込まれる事案で，原則として換価が（ほぼ）終了し，配当準備に入ろうとする段階の期日において，債権認否一覧表に基づいて調査結果の報告をしていただきます（後倒し方式）。したがって，債権認否一覧表は，配当事案でかつ手続が前述の段階に至っている場合に提出していただくことになります。異議のある届出債権の債権者に対しては，債権調査期日前に，管財人において異議額と異議理由をＦＡＸ等適宜の方法によって通知をしておいてください。

なお，優先的破産債権である公租公課のみに配当（支払い）する場合は，これ以外の届出債権についての債権認否の発表は留保するすることになりますが，配当手続によってこの支払いをする場合には，裁判所における破産債権者表作成のため，公租公課一覧表（書式１４－２）の提出をお願いします（※４）。

⑤　免責に関する調査報告書（書式１５）（※５）

免責に関する意見として，該当箇所にチェックをしてください。

ア　免責許可（裁量も含む）意見の場合

該当箇所にチェックをしてください。理由等の記述は不要ですが，裁量許可意見の場合，その理由の説明を求められることがあるため，多くの事案について，不許可事由該当事実及び裁量事由が簡潔に付け加えられています。

イ　不許可意見の場合

不許可事由に該当する具体的な事由及び裁量免責できない具体的な事情を別紙を利用するなどして詳細に記述してください。また，この場合には，集会前のできるだけ早い段階で裁判所にご一報ください。

ウ　債権者から意見申述がされた場合

応答するのが相当がある場合又は裁判所から応答するよう依頼があった場合には，余白等を利用して，管財人の意見を記述してください。

※１　財団債権たる公租公課及び優先的破産債権たる公租公課のみに支払いができる場合は，配当手続によらず支払いをし，異時廃止で終了させる運用です。この点については，平成18年10月18日付「破産手続の運用について（お願い）」をご参照ください。

※２　集会に向けた書面等の準備については，平成17年12月27日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）P4，平成18年5月11日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）P1，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P1が参考になると思われます。

※３　この点については，平成18年10月20日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P2が参考になると思われます。

※４　財団債権たる公租公課及び優先的破産債権たる公租公課のみに支払いができる場合は，配当手続によらず支払いをし，異時廃止で終了させる運用です。この場合には，異時廃止での終了になりますから，債権認否一覧表（書式１４－１）の提出も不要です。この点については，平成18年10月18日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）をご参照ください。

※５　この点については，平成17年12月27日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）P4をご参照ください。

第９　財産状況報告集会等の運営

１　進行の概要

財産状況報告集会期日（法31条1項2号），債権調査期日（法31条1項3号，116条2項），破産手続廃止に関する意見聴取集会期日（法217条1項）及び管財人の任務終了計算報告集会期日（法88条4項）を同一期日に指定し，手続がすべて終了するまでこれらの期日を続行又は延期して行きます。

２　具体的な進行例

具体的な進行例については別紙１２をご参照ください。

　管財人による破産の経緯，財団の経過・現状等の報告

①　債権者の出席がない場合

財産目録及び収支計算書の記載に基づき，破産財団の現状，管財業務の経過，今後の予定等，主に財産関係を中心に簡潔に行っていただいています。

②　債権者の出席がある場合

この場合も報告の中心は，財産目録及び収支計算書に基づいて，破産財団の現状，管財業務の経過，今後の予定等，主に財産関係になりますが，この他に「情報の配当」という観点から，ある程度踏み込んだ報告をしていただくのが相当な事案もあります。例えば，破産に至る原因，負債額，労働債権の保障，配当の有無，手続終了の目処等の質問が多くなされている現状から，これらの点を織り込んで報告したり，債権者からあらかじめ問い合わせのあった事項，想定される質問等を織り込んだ上で報告をしたりという工夫が考えられます（※１）。また，管財人にこれらの事項を報告していただいた後，債権者から，できる限り質問・意見や要望を述べていただくことを考えていますので，その対応等についてはご配慮ください（※２）。

なお，この場合でも原則として書面による報告は不要で，口頭による報告説明で足りる場合がほとんどです。

　質疑応答

出席債権者等から質問・意見を受け，これに管財人が回答していただくことになります。ただし，破産に至る詳しい事情，破産直前の取引状況等，破産者側に回答を求めた方がふさわしい質問等については，破産者（代表者）及び代理人に回答していただきます。

　債権調査（認否）の結果発表（配当事案で換価（ほぼ）終了の場合）

債権認否一覧表に基づいて，調査（認否）結果を発表していただくことになります。この場合，すべての届出債権者の調査（認否）結果を口頭で説明する必要はなく，出席債権者がいない場合は「債権認否一覧表のとおり届出債権について認否します。」等ごく簡略な方法での発表が一般的です。出席債権者がいる場合には，当該債権者に対する認否を中心に，多くの場合，若干の説明を加えて行っていただいています。例えば「債権調査の結果は既にお配りしている債権認否一覧表のとおりです。本日出席の債権者番号○番の○○さんの債権については，全額異議なく認めます。債権者番号○番の○○さんの債権については，○円については裏付け資料が不十分なため異議がありますが，その他の部分については異議なく認めます。」というような具合です（※３）。

　口頭による許可申請（必要に応じて）

訴訟提起の要否，財産換価・放棄等，微妙な案件については，債権者集会においてその意見を聴取し，これを参考にしながら管財業務を進行させていくことも考えられます。許可事項については，必要に応じて管財人が口頭で申請し，裁判所が口頭で許可し，それを調書に記載する方式も可能です。

　口頭による報酬決定（事案に応じて）

口頭により放棄申請をして許可がされた場合，集会直近に換価が終了し，異時廃止により手続が終了する場合等，事前に報酬決定ができなかった事案については，口頭での報酬決定をする場合もあります。

この場合，最終の収支報告は口頭で行い，集会後に報酬分を織り込んだ収支計算書及び残高が０円になった管財人通帳のコピーを提出してください。

　廃止決定

財産状況報告集会時において換価が終了し，手続費用を支弁することができないことが明らかになった場合には，廃止決定を行うことになります。

なお，財団債権の（按分）弁済は，廃止決定後に行うことで差し支えありませんが，この場合は（按分）弁済後に報告書，収支計算書及び残高が０円になった管財人通帳のコピーを提出してください。

※１　特に金融機関以外の同業者等の取引先の出席が見込まれる場合には，「申立書記載のとおりです。」「お手元に配布した資料のとおりです。」というような報告はできるだけ避け，例えば，「破産に至る経緯等については，申立書記載のとおりですが，要するに・・・。」「財産状況については，お手元にお配りした財産目録のとおりですが，ここに記載されている○○については・・・。」など，説明のための一言添える配慮をしていただいているのが一般的です。

※２　当該破産手続に最も関心と情報をもっているのは債権者であり，わざわざ指定された日時に裁判所まで足を運ぶのは，提供したい情報があるか情報を得る（多いのが，なぜ破産したのか？，配当の見込みはあるのか？，あるとしたらいつ頃いくらくらいか？，今後の手続はどうなるのか？，いつ手続が終了するのか？等です。）ためであると考えられます。したがって，これに必ずしも応えられない場合には，集会後に「貴重な時間と交通費をかけてわざわざ来たのに，たったこれだけで終わりか。」，「何を言っているのか全然分からなかった。」というような不満の声となって現れるようです。すべての出席債権者が満足を得るというのは困難なことですが，債権者の出席がある事案については，できるだけ専門用語の使用を避ける，説明のための一言を添える，質問・意見等に対応する等，集会を進行させる上で，一定の配慮をしていただいているのが実務の現状です。

※３　労働債権については，財団債権部分と優先的破産債権部分をまとめて記載させ，管財人において財団債権と認める部分については，そのことを理由にして異議を述べていただくという方式をとっています。このことから，管財人において財団債権と認める部分については，そのことを理由にして異議を述べていただくことになります。債権届出に際して優先的破産債権であることが明らかにされていなくても，それと認められる場合は，優先的破産債権として認否をしていただいて差し支えありません。

なお，財団債権と認める部分につき異議を述べる場合は，異議の趣旨について無用の誤解を与えることのないよう，例えば「ただし，金○○円については，破産債権よりも有利な性質の財団債権として認める。」等，異議理由を述べるに当たって，一定の配慮をしていただいているのが実務の運用です。

３　廃止事案の進行

　集会・廃止決定

財産状況報告集会と併せて指定している破産手続廃止に関する意見聴取集会期日（法217条1項）及び管財人の任務終了計算報告集会期日（法88条4項）を開催し，同日付けで廃止決定をします。なお，この場合，廃止の申立ては原則として書面ではなく口頭によることとします。

　債権調査結果の発表の留保

財産状況報告集会と同一日時に指定している債権調査期日（法31条1項3号）は開かず（延期），債権調査の結果の発表も不要です。ただし，債権者集会において，債権者から負債総額や債権調査の結果についての質問がある場合がままあります（特に，債権者が金融機関以外の場合）。このような質問に対しては，口頭で答えていただく場合もありますから，これに対応するためにも，特に集会当日に出席が見込まれる債権者については，債権調査のご準備をお願いします。

　免責に関する調査結果の報告

免責に関する調査報告書（書式１５）に基づいて報告をお願いします。多くの事例については「既に提出済の報告書のとおりですか。」との裁判官からの質問に対して答えていただくかたちで進行しています。なお，免責についての意見申述期間（法251条1項。通常は集会２週間前までを指定）経過後，集会に出席した債権者が，その席上で初めて破産者の免責不許可事由の存否等について事実を指摘したり，意見を述べたりすることがあります。破産者の不誠実性等に対する不平・不満の場合が多く，また意見申述期間内に意見が述べられていない以上，原則としてこれらの意見を考慮することなく免責の許否について判断することも可能でありますが，その指摘内容から管財人の更なる調査が必要と判断される場合には，管財人に対して更なる調査をお願いすることもありますので，その際にはご協力をお願いします。

４　期日を続行する場合

換価未了，債権調査続行などの必要に応じ，債権者集会（任務終了集会・廃止意見聴取集会・債権調査期日等すべての期日）を続行（延期）します。期日前に債権者集会打合せメモ（書式１０）等を利用して，打合せを行ってください。

第　配当手続について

１　配当手続の類型

配当の方法については，最後配当（法195条以下），簡易配当（法204条以下），同意配当（法208条），中間配当（法209条以下）及び追加配当（法215条）がそれぞれ規定されており，事案，配当額の多寡等に応じてその方法を選択できるようになっています。

２　配当手続の振分け基準

以上のように多様な配当の方法が規定されていますが，この中で中間配当又は追加配当を行うのは極めてレアなケースで，実際には，最後の配当の場面で，「最後配当」を選択するのか，「簡易配当」を選択するのか，はたまた「同意配当」が可能なのかを検討することになります。この選択について，当庁では，以下のような運用を考えています。

　配当することができる金額が１０００万円未満の場合

同意配当（法208条）が可能な事案以外は，原則として財団少額型の簡易配当（法204条1項1号）によります。

　配当することができる金額が１０００万円以上の場合

同意配当（法208条）が可能な事案以外は，原則として最後配当（法195条以下）によります。

３　配当手続の準備・事務処理等

　配当前の検討事項等

配当に当たって検討していただく点を以下に掲げます。

①　換価未了財産の有無の確認

②　未払財団債権の確認・処理

ア　管財人報酬

イ　公租公課・労働債権等

公租公課については，交付要求の有無，優先的破産債権との区分，特に，不動産・車両の放棄時期と固定資産税・自動車税等の負担の要否についてはご留意ください。

ウ　将来発生する財団債権

配当通信費，振込手数料等の将来発生する財団債権については，できる限りあらかじめ計算をし，控除しておいてください。特に，債権者数が多い場合は要注意です。これらの財団債権を控除・支払った後，配当が可能であるかご検討いただくことになります。破産財団の状況が４０万円以下の場合は，財団から事務費等を控除した額を管財人報酬として異時廃止で終了する事例が多いので，この点も１つの目安になると思われます。配当の可否について微妙な事案については，裁判所にご一報ください。

③　債権調査終了後の債権変動の確認

原則として債権調査の結果発表（認否）は換価終了後配当直前に行いますから，基本的には債権調査期日終了後の債権等の変動は発生しないと思われますが，仮に生じた場合は，その事実を債権調査後の債権額等変更一覧表（書式１７）によって，裁判所に対して報告をお願いします。

④　配当の可否・要否の確認

ア　公租公課のみの配当にとどまる事案

財団債権および優先的破産債権である公租公課のみ支払いができる場合には，財団債権の支払後，配当手続によらず，裁判所に優先的破産債権である公租公課の支払許可申請（書式３６－１）を提出し，許可後に支払い等の手続をとっていただく運用ですから，この方法を採られる場合には，配当手続は必要ありません（※１）。なお，支払いの際には，優先的破産債権に当たる公租公課について，その優先順位にご留意ください。すなわち，①公租（国税，地方税），②公課（各種社会保険料，下水道料金）の優先順で（法98条2項，国税徴収法8条，地方税法14条及びこれらの準用），同順位の優先順位の優先的破産債権に全額支払いできない場合には，按分をして支払うことになります。具体的には，支払原資が，優先的破産債権に当たる公租の合計額に満たない場合には，各公租間で按分をして支払いをすることになります。支払原資が，公租の合計額を超えるものの，優先的破産債権に当たる公租公課の合計に満たない場合には，公租については全額，公課については，各公課間で按分をして，それぞれ支払いをすることになります。

イ　破産債権確定のための裁判手続等が係属している場合

換価が終了した場合は，破産債権確定のための裁判手続等が係属している場合であっても，係争中の債権者に対する配当額は供託をすれば足りますから（法202条），配当手続を進めることは可能です。

ウ　破産債権確定のための裁判手続等の係属の可能性がある場合

換価は終了し，その段階では破産債権確定のための裁判手続等が係属していないものの，債権者側からその申立ての予告がある場合等，今後係属することが予想される場合については，破産債権確定のための裁判手続の申立てのための期間（例えば，破産債権査定手続であれば当該債権調査期日から１か月の不変期間内，破産債権査定異議の訴えであれば決定送達日から１か月の不変期間）と，配当参加のための除斥期間（法198条1項，205条）との関係で，配当手続を進行させるべきか，破産債権確定のための裁判手続の提起を待つべきか，その判断に迷うところであると思われます。

方法としては，①配当手続を進行させてしまう，②裁判手続の申立てのための期間の経過を待つ，③例えば，裁判手続の申立てのための期間の経過が，配当参加のための除斥期間内に到来するよう，配当の公告又は通知（法197条，204条2項等）の時期を調整する等が考えられ，さらに，④①の方法をとる場合であっても，裁判手続の申立てが予想される債権者に対して事前通知をするということも考えられます。実例としては，②の方法によって進行した事案，④の方法によって進行した事案があります。個々の事案については，当面は裁判所と協議をしながら進行させていくことになると思われます。

　最後配当の対象となる債権等

①　確定した債権

債権調査の結果，異議なく確定した債権のほか，調査期日において異議を主張したものの，その後異議を撤回した債権を含みます。

②　異議ある（未確定の）有名義債権

有名義債権は，債権調査期日において異議を主張した場合でも，配当の対象とはなります（法198条1項）。ただ，破産債権確定のための裁判手続等が係属している場合は，配当額を供託することとなります（法202条1号）。

③　異議ある（未確定の）無名義債権で，破産債権確定のための裁判手続等の係属を配当手続における除斥期間内に管財人に対して証明したもの（法198条1号）

この場合も有名義債権同様，破産債権確定のための裁判手続等が係属している限りは，配当額を供託することとなります（法202条1項）。

④　別除権付債権（準別除権を含む）

ア　原則

除斥期間内に，管財人に対し，別除権に係る法６５条２項に規定する担保権によって担保される債権の全部若しくは一部が破産手続開始後に担保されないこととなったことを証明（別除権の放棄の場合，管財人に対する意思表示のみならず，不動産登記簿上も別除権抹消の必要があります。）（法198条3項）するか，当該担保権の行使によって弁済を受けることができない債権額（不足額）の証明（※２）がなされない限り，配当から除斥されます（法198条4項）。

イ　根抵当権の極度額を超えた部分についての配当参加（法196条3項）

根抵当権については，除斥期間内に不足額の証明ができなかった場合でも，破産債権のうち，その極度額を超える額での配当参加が可能です（法196条3項，198条4項）。配当表には，配当許可があった日における極度額を超える部分の額を記載していただくことになります（法196条3項）。

⑤　停止条件付債権及び将来の請求権である破産債権

除斥期間内に現実化していない場合は，配当から除斥されます（法198

条2項）。

⑥　解除条件付債権

除斥期間内に条件成就がなければ，無条件の債権として配当手続に参加できます。

　配当事務手続における留意点・工夫事例

①　配当率及び配当額の計算及び検算の工夫例

効率的に配当事務を進めるため，別紙１３のようなメモを利用して配当率及び配当額の計算をしている事案が多く見受けられます（配当許可申請時に添付されています。）。事後検算が容易に行えるメリットもあるようですから，是非お試しください。

②　配当通知の対象・通知方法

配当通知（法197条1項，204条2項）の対象は，届出をした破産債権者全員です。したがって，管財人が全額に対して異議を述べた債権者や不足額を証明していない別除権者も含めますし，優先的破産債権に対してのみの配当であっても，配当額０円の債権者がいる場合であっても，全届出債権者に対して通知をする必要があります。通知方法は，（普通）郵便によることが一般的のようですが，ＦＡＸ等，事案に即した適宜の方法によることでも差し支えありません。

③　「除斥期間等の起算日届出書」の提出と除斥期間の起算日等について

（※３）

ア　配当通知のみなし到達日の届出（法197条3項，204条4項）

配当通知の発送と同時に裁判所に対して，「除斥期間等の起算日届出書」（書式１８－５）をご提出ください（ＦＡＸを利用されても結構です。）。

イ　配当通知のみなし到達日と除斥期間の起算日

「除斥期間等の起算日届出書」（書式１８－５）の「みなし到達日」欄には，『発送日の翌週の水曜日』を記載し，「除斥期間の起算日」欄の「□　みなし到達日と同日」の項目にチェックをつけてください。

④　少額配当金の取扱い（※４）

ア　原則

配当額の再割付計算等の手間を考慮し，当庁においては，破産債権届出書（書式１１）及び同名義変更届出書（書式３１）に不動文字で１０００円未満の少額配当金の受領意思の届出を記載（法111条1項4号，113条2項）し，全件についてそのような届出があったものとして扱うこととしました（法201条5項，規32条1項）。

イ　少額配当金受領の意思が債権届出書等に明示されていない場合

債権者によっては，独自の届出書書式によって届出をしてくることもあり，その場合には少額配当金受領意思が届出書に明示されているか否かをご確認ください。特に，破産債権名義変更届出書には，この受領意思の記載がされていないものがまま見受けられるようですからご留意ください。なお，この場合の配当表作成の手順は，以下のとおりになると思われます。

ａ　いったん通常どおりの配当表を作成する。

ｂ　次に配当額が１０００円未満の破産債権者を抽出する。

ｃ　抽出した破産債権者について，債権届出書（名義変更届出書）を確認し，受領意思のある旨を記載している者はそのまま配当対象として残し，その記載のない者は配当額０円と訂正した上で，その他の者の「配当に加えるべき債権の額」を合計し，再度配当率を計算し直す。そして，受領意思の届出のない債権者以外の者に対して，計算し直した配当率に基づいて配当金の計算をして，配当表を作成し直す。

ウ　配当額が３１５円以下の場合の配当方法（※５）

事案に応じて以下の方法をご検討ください。

ａ　取立債務の原則（法193条2項本文）により，銀行振込手数料を考慮して切捨て計算し，その旨の通知を行う扱い（書式２１）。

ｂ　切手を送付する。ただし，配当金が計算上８０円以下になる債権者に対しては，切捨て計算をしてその旨の通知をする扱い（書式２１）。

ｃ　配当通知の際の振込依頼書に「財団負担での振込を依頼する。」旨の記載をして送付し，その返送をもって当該債権者と管財人との間で送金手数料を財団負担とする旨の合意が成立したものとして扱い（法193条2項ただし書），配当額に関係なく一律に配当する扱い。

　なお，ａ又はｂの方法をとった上で切捨て計算をした金額分は，管財人事務手数料によって処理する例が一般的のようです。

⑤　配当実施に伴う受領書の要否（※６）

振込送金をする方法が一般的であり，その振込証明書が領収書の代わりになることから，この場合には受領書は不要という扱いです（ただし，管財人事務所で配当を実施する方法をとる場合には，受領書等によって配当金の支払い・受取りの事実が明らかになるようご配慮ください。）。また，債権証書への奥書も不要です（ただし，手形小切手等は受戻証券性を有するので，必ず原本の呈示を受けてください。）。

※１　この点についての詳細は，平成18年10月18日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）をご参照ください。なお，このような場合であっても，個別事案に即して，配当手続を選択することは差し支えありません。

※２　競売手続における配当表等の資料を添付して，その証明をするのが一般的のようです。

※３　この点の運用については，平成18年7月28日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）に詳細に説明されていますから，こちらをご参照ください。

※４　この点の運用については，平成18年10月24日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P1～に詳細に説明されていますから，こちらをご参照ください。

※５　ちなみに過去の実例では，ｂの扱いが多く，事案によってｃの扱いが選択される場合もあるようです。なお，配当金が３１６円以上１０００円未満の場合にも，切手を送付することによって配当する扱いが考えられます。

※６　この点の運用については，平成18年10月24日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P2をご参照ください。

４　簡易配当（法204条以下）

当庁の配当事案において，圧倒的多数を占めるのが，この簡易配当による方法です。以下，その手順等の概略について説明します。手続の流れやスケジュールについては別紙１４を，事前準備を含めた事務手続については別紙１５をそれぞれご参照ください。

　簡易配当許可申請（書式１９－３）

報酬決定，財団債権支払等の手続終了後直ちに許可申請をお願いします。

　簡易配当通知（書式１９－４）

配当許可後，全届出債権者に対して配当見込額等についての通知を行ってください。通知方法は適宜の方法で差し支えありませんが，郵便を利用して行うことが多いようです。この際，配当金を振込送金によって支払う場合には，振込送金依頼書（書式２０）も同時に送付することになりますが，振込送金料を財団負担で行う場合は，同書式に「財団負担での振込を依頼する。」旨を記載するなどの工夫が考えられます。

　配当通知のみなし到達日の届出（書式１８－５）（※１）

書式１８－５をご利用の上，配当通知発送と同時に裁判所に対して提出してください。この届出は，除斥期間の起算日や配当表に対する異議の申立期間を定めるうえで重要な役割を果たすことになりますから，事務処理に当たっては十分にご留意ください。

　除斥期間・配当異議期間の満了（※１）

上記のように配当通知発送と同時にみなし到達日の届出書を提出した場合，その届出書に記載されている「みなし到達日」（通知発送の翌週の水曜日）から起算して１週間が除斥期間になり，それから更に１週間が配当表に対する異議申立期間となります。この異議期間を経過したときに管財人に知れていない財団債権者は，簡易配当から除斥されることになります（法205条，203条）。

　配当表の更正

更正事由が生じた場合（法205条，199条）には，配当表を更正して裁判所に提出してください。

　配当の実施（※２）

配当表に対する異議があった場合には，裁判所からお知らせをしますので，その連絡がない場合には，配当表に対する異議申立期間に経過後，配当を実施してください。

　配当実施報告書・任務終了の計算報告書等の提出

配当実施後，その実施報告書と資料のコピー（例えば，振込依頼書，受領書，供託書正本等のコピー）を提出してください。任務終了計算報告集会の１週間前までに任務終了の計算報告書（書式２２）を提出してください。なお，配当金を供託した場合（法202条）は，供託書正本も提出してください。

※１　この点の運用については，平成18年7月28日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）に詳細に説明されていますから，こちらをご参照ください。

※２　この点については，平成18年10月24日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P１をご参照ください。

５　最後配当（法195条以下）

配当することができる金額が１０００万円以上である場合は，原則として最後配当によって配当実施をお願いしています。以下，その手順等の概略について説明します。手続の流れやスケジュールについては別紙１６－１・２・３を，事前準備を含めた事務手続については別紙１７をそれぞれご参照ください。

　最後配当許可申請（書式１８－１）

報酬決定，財団債権支払等の手続終了後直ちに許可申請をお願いします。

　配当の官報公告又は通知

配当に関する公告・通知（法197条）を「官報公告型」で行うか「通知型」で行うかは，事案，債権者数，事務手続の煩雑度合い等を勘案した上でお決めください（※１）。

①　官報公告型

配当許可後速やかに配当公告の依頼をしてください。

公告は，所定の用紙に最後配当の手続に参加することができる債権の総額，最後配当をすることができる金額を記入し，官報公告費用を添えて官報販売所に申込みをすることになりますが，詳細については，同所にお問い合わせください。

除斥期間の起算日を確認するために必要になりますので，官報公告依頼後，直ちに裁判所に官報公告掲載（予定）日を報告してください（書式１８－２）。なお，申込みの際に官報公告掲載（予定）日を教えてくれるようですからご確認ください。

②　通知型

配当許可後，全届出債権者に対して配当見込額等についての通知を行ってください。通知方法は適宜の方法で差し支えありませんが，郵便を利用して行うことが多いようです。この場合，具体的配当見込金額に関する債権者からの問い合わせの対応による混乱を避けるため，最後配当の手続に参加することができる債権の総額，最後配当をすることができる金額のみならず，簡易配当の場合と同様，配当見込額についても合わせて通知し，配当金を振込送金によって支払う場合には，振込送金依頼書（書式２０）も同時に送付する扱いも考えられるところです。なお，振込送金料を財団負担で行う場合は，同書式に「財団負担での振込を依頼する。」旨を記載するなどの工夫が考えられます。

　配当通知のみなし到達日の届出（書式１８－５）

通知型を選択した場合は，書式１８－５をご利用の上，配当通知発送と同時に裁判所に対して提出してください。この届出は，除斥期間の起算日や配当表に対する異議の申立期間を定めるうえで重要な役割を果たすことになりますから，事務処理に当たっては十分にご留意ください。

　除斥期間・配当異議期間の満了（※２）

官報公告型は，官報公告掲載日の翌日から（法10条2項），通知型は，上記のように配当通知発送と同時にみなし到達日の届出書を提出した場合，その届出書に記載されている「みなし到達日」（通知発送の翌週の水曜日）から起算して２週間が除斥期間になり，それから更に１週間が配当表に対する異議申立期間となります。この異議期間を経過したときに管財人に知れていない財団債権者は，配当から除斥されることになります（法203条）。

　配当表の更正

更正事由が生じた場合（法199条）には，配当表を更正して裁判所に提出してください。

　配当額の定め及び通知（法201条）

配当表に対する異議申立期間経過後，配当額を定めて，速やかに配当に参加できる債権者に対して通知をし（この場合の通知は「届出債権者」ではなく「配当に参加できる債権者」である点にご留意ください。），配当を実施してください（配当額の通知により破産債権者は配当金請求権を取得します。

　配当の実施（※３）

配当表に対する異議があった場合には，裁判所からお知らせをしますので，その連絡がない場合には，配当表に対する異議申立期間に経過後，配当を実施してください。

　配当実施報告書・任務終了の計算報告書等の提出

配当実施後，その実施報告書と資料のコピー（例えば，振込依頼書，受領書，供託書正本等のコピー）を提出してください。任務終了計算報告集会１週間前までに任務終了の計算報告書（書式２２）を提出してください。なお，配当金を供託した場合（法202条）は，供託書正本も提出してください。

※１　債権者多数の場合，事務手続の煩雑やそれに伴う手続遅延を防止する観点から「官報公告型」を選択される事例が多いようですが，このような場合であっても，債権者の中に金融機関以外の取引業者が多数が存在する，債権者集会における出席債権者の言動（例えば，配当について異議を述べる等）等を考慮し，配当表に対する異議申立の機会を実質的に確保するとの配慮から，「通知型」で進行した事例もあります。

※２　この点の運用については，平成18年7月28日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）に詳細に説明されていますから，こちらをご参照ください。

※３　この点については，平成18年10月24日付「破産手続の運用について（お願い）」（本庁破産再生係発出）P１をご参照ください。

１　同意配当（法208条）

同意配当は，除斥期間，配当表に対する異議申立期間等を設ける必要がないため，最後配当はもちろん，簡易配当と比較しても，一層迅速な配当実施が可能になる方法です。このように迅速な手続が可能な方法ですが，配当許可申請前に配当額等について届出債権者全員の同意を得る必要があることから，それを得るための事務負担量を考えた場合，債権者多数の事案には，一般的にはなじまないかもしれませんし，届出債権者が少数の場合であっても，債権者の中に配当に参加できない可能性がある事案（例えば，債権調査において異議を述べ，その撤回の予定がない場合，別除権付債権で不足額が確定していない場合等）には，一般的になじまないかもしれません。とは言っても，他の配当手続に比すると迅速な手続進行が可能であり，事案によっては手続が簡略に進行することが可能であることから，事案の内容を勘案した上で，積極的な利用が期待されるところです。以下，その手順等の概略について説明します。実例を参考とした手続の流れやスケジュールについては別紙１８をご参照ください。

　配当表の作成

同意配当においては，根抵当権の極度額超過債権分に関する特則（法196条3項）は適用されませんから，配当表の作成に当たってはご留意ください。また，配当表の裁判所への提出は，条文上は同意配当許可申請の際にその添付が予定されている（法208条1項）と思われますが，実務においては，配当額等について債権者に同意を得るための通知を発する前に提出をし，内容等について確認を求めている事例が多いようです。

　届出破産債権者全員の同意

同意配当は，届出債権者全員が，管財人が定めた配当表，配当額並びに配当時期及び方法について同意している場合に限りすることができます（法208条1項）。したがって，配当許可申請前に同意配当についての通知（書式１９－６）を各届出債権者に対して行い，全員の同意を書面（書式１９－７）でとってください。

　同意配当許可申請（書式１９－５）

配当表及び届出債権者全員から提出された同意配当についての同意書の写しを添付して，配当許可申請をしてください（法208条2項）。同意配当の許可があった時に管財人に知れていない債権者は，配当をすることができる金額をもって弁済を受けることはできません（法208条3項，203条）。

　配当実施

同意配当許可後，前記配当表，配当額並びに配当の時期及び方法に従って配当を実施してください（法208条2項）。

　配当実施報告書・任務終了の計算報告書等の提出

配当実施後，その実施報告書と資料のコピー（例えば，振込依頼書，受領書等のコピー）を提出してください。任務終了計算報告集会の１週間前までに任務終了の計算報告書（書式２２）を提出してください。

第　破産手続の終了と免責手続

１　破産手続終結

　標準スケジュール

開始決定時に財産状況報告集会と債権調査期日，任務終了計算報告集会及び廃止意見聴取集会を同時に招集決定し，任務終了計算報告集会と廃止意見聴取集会を手続終了まで続行（延期）します。換価業務があり配当可能な事案については，おおよそ５か月以内に換価を終了させ，半年以内で終了を，相当程度の換価業務がある大規模事件であったとしても，おおよそ１年以内での終了を目指してください。

　任務終了計算報告集会に向けての事前準備

配当手続終了後，任務終了計算報告集会の１週間前までに解約した管財人口座の通帳の写しを添付して，任務終了の計算報告書（書式２２）を提出してください。なお，管財人口座解約の際，新たに少額（数千円程度）の利息が生じている場合は，管財業務の事務費用として処理していただいて差し支えありません（※１）。

　任務終了計算報告集会の進行

事前に提出済の任務終了の計算報告書に基づいて報告をしていただきます。債権者の出席がある場合には，報告書に則って若干の補足説明をしていただくこともありますが，債権者の出席がない場合には，「既に提出済の報告書のとおり報告します。」程度で終了することが多いようです。

※１　破産財団の規模が大きい場合は，配当率計算に先だって，事前に管財人口座を開設している金融機関に，配当実施日までの予定利息を聴取し，その額を考慮して手続を進行させる工夫例が見受けられます。また，破産財団の規模が大きいことが開始決定時において想定できる場合は，ぺイオフ対策の意味合いからも，管財人口座を無利息預金口座で開設する事例も見受けられます。

２　異時廃止

　標準スケジュール

開始決定時に財産状況報告集会と債権調査期日，任務終了計算報告集会及び廃止意見聴取集会を同時に招集決定し，任務終了計算報告集会と廃止意見聴取集会を手続終了まで続行（延期）します。若干の換価業務はあるものの開始決定時に異時廃止による終了が想定される事案については，おおよそ２か月半から３か月（第１回の財産状況報告集会）での終了を目指してください。

　検討事項

①　換価未了財産の有無の確認

管財人作成の財産目録（財産状況報告集会の際に作成されたもの）と照合して換価漏れの有無をチェックしてください。換価不能財産については，放棄等適宜の処理をお願いします。

②　財団債権の処理

財団債権相互間の優先順位は別紙８をご参照ください。財団不足の場合は，この優先順位に従い，かつ，同順位間では債権額の割合による按分弁済をすることとなります。

財団債権の弁済時期は，任務終了計算報告集会前であることが望ましいですが，管財業務の都合，財産放棄を債権者集会の意向を確認してから行う等，日程的に困難であれば，異時廃止決定後に弁済をし，その後に収支計算書，財団債権弁済報告書及び解約後の管財人口座の通帳の写しを提出する方法によっても差し支えありません。

　廃止意見聴取・任務終了計算報告集会に向けての事前準備

破産手続終結の場合同様，任務終了計算報告集会の１週間前までに管財人口座の通帳の写しを添付して，任務終了の計算報告書（書式２２）を提出してください。なお，管財人口座解約の際，新たに利息が生じている場合は，管財業務の事務費用として処理して差し支えありません。

　廃止意見聴取・任務終了計算報告集会の進行

管財人から口頭により破産廃止の申立てをしていただき，債権者等からこれに対して異議がなければ，引き続き任務終了計算報告集会に移行し，事前に提出済の任務終了の計算報告書に基づいて報告をしていただきます。この際，債権者の出席がある場合には，報告書に則って若干の補足説明をしていただくこともありますが，債権者の出席がない場合には，「既に提出済の報告書のとおり報告します。」程度で終了することが多いようです。

３　免責手続

　免責についての調査（※１）

当庁では，すべての個人の破産申立事件について，管財人による免責に関する調査・報告をお願いしています。

①　免責不許可事由に関する調査

調査については，一般的には，申立書等に大きな誤りがないかという観点から行っていただければ結構です。具体的には，申立書や陳述書等の破産者が申立時に提出した資料，破産者宛の郵便物，破産者との面談等から免責不許可事由（法252条1項）の有無を調査し，その内容に応じて，更に破産者に説明を求めるという手法によることが多いように思われます。なお，債権者からの具体的な指摘があった場合には，その指摘の有無についての調査もお願いします。

②　裁量免責の可否に関する調査

単に破産手続開始決定前の免責不許可事由の有無だけでなく，仮に不許可事由に該当する事情があったとしても，その程度の軽重，そのことを行うに至った事情等のほか，破産者が破産手続に誠実に協力したか否か，特に管財人の業務が円滑に進行するよう適切に情報の開示をし，管財人の債権者に対する情報提供実現に貢献したか否か，破産者の生活状況から経済的更生の可能性があるか否かという点を含めて調査していただき，総合的な観点から裁量免責の可否について意見を述べてください。

　調査結果の報告（※２）

調査結果の報告は，任務終了報告集会の１週間前までに，免責に関する調査報告書（書式１５）を利用してお願いします。同意見書は，チェック方式になっており，原則として，該当する箇所にチェックをしていただくことで足りますが，裁量免責相当意見の場合，裁量事由を簡潔に記載していただいているのが一般的のようです。なお，債権者から意見申述がされた場合は，この意見をふまえ，これに応えるかたちで管財人の意見の記述をお願いします。

　債権者から意見申述がされた場合

①　意見申述期間内

当庁においては，免責に対する意見申述期間を，原則として最初の財産状況報告集会の２週間前までと設定しています。この期間内に債権者から意見書が提出された場合には，裁判所からお知らせしますので，この意見書をふまえて免責に関する調査報告書（書式１５）の作成をお願いします。

②　意見申述期間経過後

免責についての意見申述期間（法251条1項。通常は集会２週間前までを指定）経過後，集会に出席した債権者が，その席上で初めて破産者の免責不許可事由の存否等について事実を指摘したり，意見を述べたりすることがあります。破産者の不誠実性等に対する不平・不満の場合が多く，また意見申述期間内に意見が述べられていない以上，原則としてこれらの意見を考慮することなく免責の許否について判断することも可能でありますが，その指摘内容から管財人の更なる調査が必要と判断される場合には，管財人に対して更なる調査をお願いすることもありますので，その際にはご協力をお願いします。

　免責不許可意見の場合

免責不許可意見をお持ちの場合は，集会前のできるだけ早い段階で不許可意見の具体的内容（具体的不許可事由と裁量免責も不相当の理由）を記載した調査報告書（書式１５。記載欄不足の場合は適宜別紙で補充してください。）をＦＡＸ等で裁判所に送付していただくとともに，事前に裁判官とご協議ください。

　即時抗告の申立てがあった場合

管財人の意見どおりの免責許可決定に対して，債権者から即時抗告の申立て（法252条5項）がなされた場合，これに対する意見書の提出をお願いすることもありますので，その際にはご協力をお願いします。

※１　免責調査の実例については，「少額管財手続の理論と実務」P170～に詳述されていますのでご参照ください。

※２　この点については，平成17年12月27日付「事務連絡」（本庁破産再生係発出）P4をご参照ください。

第 その他

　東京地裁破産再生部（民事第２０部）作成の「新・管財事務の手引き（２００６年版）」に記載されている「破産管財人の税務」及び「破産債権者の救済に役立つ関連制度」は，いずれも管財業務において非常に役立つことから，別添１及び２のとおり引用させていただきます。